

地区防災計画の素案作成支援ガイド 〜地方公共団体の職員の方々へ〜

令和2年3月

はじめに

地区防災計画は、国民一人ひとりが、自分の身近な災害の危険を知り、その危険から身を守るために必要な重要なツールです。災害から身を守るためには、自らが災害に備える「自助」や、避難情報や指定緊急避難場の提供、救命救助など行政による「公助」ももちろん大切ですが、これまでの実際の災害でも、避難や救命救助などに大きな役割を果たしてきた地域での助け合い、支え合いの「共助」は欠かせません。

災害が差し迫る場面では、個人の力や行政など公の支援には限界があります。地域のみんなが助かるため、地域での共助の力を強くすることがとても重要です。地域の共助の計画である地区防災計画は、行政による公助を補い、代替する側面もあります。また、計画作成や計画に基づく防災の取組を通じ、コミュニティを活性化する点では、地域づくりの活動の一つとも言えます。地方公共団体の皆様には、住民等による地区防災計画の作成、実施の取組をより積極的に支援していただきたいと思えます。

このガイドは、地方公共団体の職員の皆さんが、地区防災計画をより理解し、地域住民・事業者等による地区防災計画の素案作成、その実施の取組を支援できるよう、これまで職員の皆さんからいただいた地区防災計画に関する質問を踏まえ、職員の皆さんが抱きやすい疑問等に答えようというものです。地方公共団体の防災担当職員はもちろん、地域づくり・まちづくりの担当、福祉や教育などの分野で防災にも関わる担当など幅広い分野の職員にお読みいただくと幸いです。

なお、このガイドは、内閣府で発表した「地区防災計画ガイドライン～地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて～（平成26年3月）」「地区防災計画モデル事業報告～平成26～28年度の成果と課題（平成29年3月）」等を補完するものです。合わせてお読みいただくことで、計画の実効性が一層高まることを期待します。

目次

はじめに

1 地区防災計画とは何か 1

- 問1** 住民に対して、地区防災計画の意義をどう説明すればよいでしょうか。 3
- 問2** 役所内で、地区防災計画の意義をどう説明すればよいでしょうか。 5
- 問3** 自主防災組織の結成推進をまずやるべきという考え方もあります。
自主防災組織の結成を待つべきでしょうか。 5
- 問4** 市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかの判断基準を
どう考えればよいでしょうか。 6
- 問5** 市町村地域防災計画に地区防災計画をどのような形式で定めればよいでしょうか。 12

事例 地区防災計画の効果

事例 審査基準や要綱

参考 市町村地域防災計画に地区防災計画を定めた方法

事例 市町村地域防災計画の修正方法

2 地区防災計画には何を定めたらよいか 15

- 問6** 地区防災計画と避難行動要支援者の個別計画との関係を、どう整理したらよいでしょうか。 29
- 問7** 地区防災計画と自主防災組織の防災計画との関係を、どう整理したらよいでしょうか。 30
- 問8** 当該地区では、すでに昔から防災活動の取組が行われており、
今更、地区防災計画に取り組む考えがありません。どうすればよいでしょうか。 31

事例 避難に関する記載内容

事例 地区の特性に応じた記載内容

事例 災害に「も」強いまちづくりのための計画

事例 要支援者の避難支援に関する記載内容

事例 過去に作成した防災計画を見直し、地区防災計画素案として作成

3 計画素案の作成主体 33

- 問9** 避難に関する活動は自治体や町内会単位で行っており、避難所運営は校区単位で行っています。
地区防災計画素案の作成主体はどうすればよいでしょうか。 38
- 問10** 連合自治会が地区防災計画を策定するときに気をつけるべきポイントはありますか。 38

- 問 11** 地区に戸建住宅と大規模マンションが混在する場合、
地区防災計画を分けて定めることは可能でしょうか。 38
- 問 12** 地区防災計画のある地区内に立地するマンションについて、
別途マンション管理組合が地区防災計画素案を作成することは可能でしょうか。 38
- 問 13** 小学校区単位で地区防災計画を定めていたところ、
小学校の統廃合により校区の範囲が変わったがどうすればよいでしょうか。 39
- 問 14** 隣接地区の地区防災計画が定められないと、
地区防災計画素案を作成する意味がないのではないのでしょうか。 39
- 問 15** 自主防災組織の会長が単年度で交代し、地区防災計画素案の作成に向け、継続性を確保できません。
どうすればよいでしょうか。 39

- 事例** 校区単位での取組
- 事例** マンションやオフィスビルでの取組
- 事例** 地域運営組織による取組

4 幅広い地域住民等の前向きな参画 40

- 事例** 住民を巻き込むための様々な試み
- 事例** 地域における参加呼びかけの考え方

5 地域における様々な分野の関係者や支援者との連携 44

- 事例** 地域の特性に応じた取組主体の連携
- 事例** 計画作成主体とその他主体との連携
- 事例** 計画作成の多様な支援者

6 計画の素案作成の流れと要点 56

- 問 16** 住民等が災害リスクを認識できるようにするには、どうすればよいでしょうか。 59
- 問 17** 地区防災計画を作成する際に活用できる有用なツールや情報源を教えてください。 63
- 問 18** 地区防災計画の素案作成の際、市町村はどのように支援していくとよいでしょうか。 67

- 事例** 地域の取りまとめ役の活躍
- 事例** 地区の災害リスクの把握方法
- 事例** 地区防災計画の取組プロセス
- 参考** 地区防災計画の取組プロセスにおいて活用できるツール

7 地区防災計画の策定における地方公共団体の役割 69

問 19 地区防災計画の作成をどのようなスケジュール感で進めればよいのでしょうか。
ワークショップなどは何回くらい開催する必要がありますか。 70

問 20 地区防災計画の素案作成に取り組むよう地区にやる気になってもらうには、
市町村は、地区に対しどのようにアプローチすればよいのでしょうか。 71

問 21 地区防災計画のひな形を作って、
各地区に取り組んでいただくというアプローチはどうでしょうか。 71

事例 計画素案の作成・実施に対する市町村による支援

事例 都道府県による計画作成支援

8 計画が定められた後の継続的な取組に向けて 84

問 22 地区防災計画の策定後、地区の防災の気運をどのように盛り上げ、
維持していけばよいのでしょうか。 85

事例 計画が定められた後の修正・見直し

おわりに 87

参考 参考文献リスト ～地区防災計画をもっと学びたい方へ～

巻末資料 90

1

地区防災計画とは何か

地区住民等による共助の計画

地区防災計画は、災害対策基本法において『市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画』（災害対策基本法第42条第3項）と定義されています。

計画内容の例示として、防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互の支援が示されていますが、住民等がお互いに支援し合う共助の活動内容であって当該地区に必要なものを自由に記載できる計画です。

地区防災計画の意義

地区防災計画は、地区住民等が、自助、共助の精神に基づき、皆で安全な地区をつくるためのツールであり、計画に定める共助の取組は、自分が、そして自分の親が、高齢になっても安心して暮らせるための自分の取組でもあります。地区の大人たちが積極的に計画を考え、実施する姿勢は、地区の安全を高めることにとどまらず、地区を守ろうという次世代を育む防災教育の効果をも有するものです。

現役世代もいずれ高齢となり、要配慮者となります。自分が、そして自分の親が、高齢になっても安心して暮らせる地域を目指し、地区防災計画の策定や実施の過程で、次世代の災害対応力が育まれる効果があります。

また、地域社会全体で地域の取組が共有されることで、「自助」「共助」「公助」がつながるだけでなく、とすればばらばらに取り組みれていた「共助」と「共助」がつながる契機にもなります。

まずは喫緊の課題へ対処 ～『命を守り、命をつなぐ』～

近年、平成30年7月豪雨や台風第21号、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風など災害が頻発化、激甚化しています。また、平成28年熊本地震や平成30年北海道胆振東部地震など地震災害はいつどこで起こるかもしれず、さらに首都直下型地震や南海トラフ地震など巨大地震災害も切迫しています。住民等の命を守り、守った命をつなぐ取組をより確実なものとするのが、防災・減災対策として早急に求められています。

災害リスクの周知、避難情報の伝達などの公助の取組はもとより、近所で、地域で、住民等が支援し合い、みんなが助かるようあらかじめ準備することが重要で、この準備こそが地区防災計画です。まずは地域の皆さんが、話し合っって計画内容を決め、理解し、実際の災害時に動けるよう訓練いただきたいところです。

地区防災計画を取り込むことで地域防災計画の実効性が高まる

地区防災計画は、市町村の地域防災計画の一部となり、市町村による公助と住民等による自助・共助が連携（公助の計画と自助・共助の計画が繋がって一体となる）します。

地区防災計画が策定されると、災害時に各地区の現場で、住民等が、地区での警戒避難行動、避難時や避難生活での相互支援の活動をどのように行うかが具体的に整理され、明らかになります。市町村が、この住民等の行動、活動を把握できれば、公助の支援で何を補えばよいかを整理できます。公助と自助・共助の計画が認識しあうことになるところが重要な点です。

市町村は、住民等の行動、活動を踏まえ、公助の支援内容を見直す、すなわち地区防災計画の内容を踏まえ、地域防災計画を見直して、両計画の整合を図ることも考えられます。

地区防災計画により、災害時の現場の動きが具体的に整理されることで、住民等が漏れなくみんな助かる仕組みが市町村地域防災計画の中に組み込まれ、地域防災計画の実効性がより高まるといえます。



ワンポイントレッスン

地区防災計画アドバイザーによる

地区防災計画の革新性とは？

- ✓ 「地区防災計画」の革新性は、その計画に従って防災・減災活動を進める「当事者」であり、計画の出来不出来が自らの生命・財産に大きく影響する地区居住者等が計画を練り上げていく点にあります。
- ✓ 計画の実効性は、中身の良し悪しとともに、いやそれ以上に、計画に対する「オーナーシップ」（「これは私の計画だ」という感覚）に依存します。自分がかかわった計画だからこそ、それを成し遂げようとする意志も強まります。「ボトムアップ」の重要性が強調された「地区防災計画」は、この意味でのオーナーシップを高める意味を持っています。
- ✓ 「地区防災計画」では、自助・共助・公助の「バランス」や多様な関係者間の「連携」の重要性がうたわれています。地区防災計画を作成し運用するプロセスを通じて、多様な関係者が「事前に、よい意味で、葛藤・対立」しておくことも大切です。真に実践的な計画は、「摩擦・失敗」の中からこそ誕生するからです。

矢守 克也・京都大学防災研究所 教授

（内閣府「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月）より抜粋）

地区防災計画の3つの特徴とは？

- ① 地区の特性に応じた防災課題が検討された計画
- ② 住民等が主体的に検討プロセスに参加して理解し、災害時に行動できる計画
- ③ 計画内容に基づく防災訓練により、計画の実効性が確保され、災害時に機能する計画

アドバイザー：吉川 忠寛・防災都市計画研究所 所長

(内閣府「地区防災計画モデル事業報告」(平成29年3月)を一部補足)

問1 住民に対して、地区防災計画の意義をどう説明すればよいでしょうか。

(回答)

- p1～2で解説した意義に加え、近年の豪雨災害で明らかになった「公助」の限界についても説明した上で、住民が主体的に行動することの重要性を、住民のわかりやすい言葉で説明しましょう。災害が発生した直後は災害への関心が高まっているため、その流れに乗ると、理解を得られやすいのではないのでしょうか。

事例 地区防災計画の効果

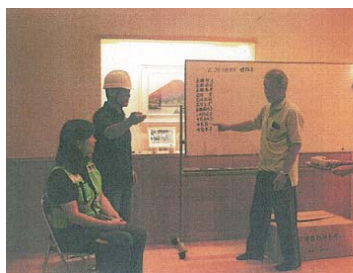
地区防災計画づくりに取り組んでいた地区では、近年の豪雨災害において、行政の指示等を待たずに住民が主体的に避難を呼びかけ、甚大な人的被害を防いだ事例があります。人命を守るという最大の効果が得られた事例です。



小グループ避難体制の検討により広がった自主避難の動き

小坂町落合地区(岐阜県下呂市)

Column



平成30年7月豪雨時の避難所の状況

- 毎年の防災訓練が本当に役立つのかとの疑問等があり、地区の中でワークショップ形式で話し合いを続ける中で、地区防災計画のポイントを「避難訓練」に絞った。
- 小グループとリーダーを決め、避難の声かけができる体制を築き、新しい避難体制について各組の組長が全世帯を回って周知した。
- このような活動を踏まえ、平成30年7月豪雨時は多くの方が自主避難した結果、地域住民は全員無事だった。

【平成28年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：兵庫県立大学 阪本准教授



土砂災害に備えた住民による避難行動の事前準備

高浜地区 (愛媛県松山市)

Column



避難所の様子

- 県から土砂災害警戒区域が公表されたことを受けて、住民たちは自主防災マップを見直し、土砂災害用の新たな避難場所を決めるとともに、災害が差し迫ったときには自主的な見回りを行うこととした。
- このように地区で避難について議論し、行動を整理していたことから、平成30年7月豪雨の際には、見回りが実施され、行政の指示を待たず避難できた。

【平成27年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：香川大学 磯打特命准教授



多重的な緊急避難場所の確保

三善地区 (愛媛県大洲市)

Column

- 一次的な緊急避難場所が危険になった時のため、二次的な避難場所を決め、そのことを記した地区ごとの災害避難カード（※巻末資料参照）を作成した。
- 計画素案の作成等に参加しなかった住民に対しても、各地区で全戸参加の説明会を3カ月かけて行った。
- このような取組が功を奏し、平成30年7月豪雨時には、一次避難場所に避難した後、上流のダムの緊急放流や他の河川増水の状況等の情報を行政から得て、一次的な緊急避難場所が浸水しそうな時間帯を判断し、二次的な避難場所に早めに移動した結果、地区の住民全員が無事に避難できた。



平成30年7月豪雨
指定避難所の学校の浸水状況



住民同士で声を掛け合い、早期避難

長沼地区 (長野県長野市)

Column



平成30年7月豪雨時の避難所の状況

- 長沼地区は過去に度々水害に見舞われており、住民が主体となって防災訓練や防災マップ作り、地区防災計画づくりにも取り組んでいた。
- 令和元年東日本台風の際は、地区内の各区長が集まり高齢者の避難を決定し、地域ごとの名簿をもとに電話と訪問により避難の呼びかけを徹底した。
- 長沼地区津野では、足腰の弱い高齢者ごとに担当を決めて誘導する仕組みが活き、避難行動要支援者を避難させることができた。

【平成27年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：跡見学園女子大学 鍵屋教授

(朝日新聞『何度も水害 避難支え合うルール 長野・千曲川地域 浸水地区「私はあなたの足」高齢者運ぶ』(2019年10月23日朝刊)より)

地区防災計画の意義の具体例は？

- ✓ 愛媛県松山市高浜地区では、平成30年7月豪雨以前から地区防災計画に取り組んでいたことにより、行政と顔の見える関係性が構築され、信頼関係ができていたことが災害時に功を奏し、行政との連携により減災効果がみられました。住民が行政と接点を持つことは日常生活のなかでなかなかありませんが、地区防災計画制度を通じて行政との接点が恒久的に得られることは、大きな意義であると考えています。

磯打 千雅子・香川大学 特命准教授

- ✓ 例えば、原則、車避難を禁止としている自治体が、地区防災計画で高齢者同伴の場合に限り車避難を認めるというルールを承認することがあります。

鍵屋 一・跡見学園女子大学 教授

問2 役所内で、地区防災計画の意義をどう説明すればよいでしょうか。

(回答)

- p1～2で解説した意義のほか、平常時に地区防災計画の素案を作成していたことにより、発災時に実際に地区住民等の命を守ることができたり、被災者数が少なかった事例など、地区防災計画の素案作成に取り組むことで得られる効果に重点を置いて説明しましょう。
- 近隣自治体によい事例があると、関心を集めやすいため、役所の幹部を含む職員たちで近隣の先進事例を見て、学ぶ等の取組が有効ではないでしょうか。

問3 自主防災組織の結成推進をまずやるべきという考え方もあります。自主防災組織の結成を待つべきでしょうか。

(回答)

- p1～2で解説した意義を踏まえ、必ずしも自主防災組織の結成を待つ必要はなく、自治会等においては、地区防災計画づくりに取り組んでいただくことをお勧めします。災害は待ってくれません。
- 既存の自治会等も活用して、避難の計画などを内容とする地区防災計画の素案を作成し始めることをお勧めします。計画づくりと並行して自主防災組織の結成作業も行えばよいのではないのでしょうか。

問4 市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかの判断基準をどう考えればよいでしょうか。

(回答)

- p1～2で解説した地区防災計画の意義を踏まえた内容の計画素案の提案であれば、市町村防災会議として、住民等の共助を促進するものとして、計画を定める必要があると判断をしていくものと考えられます。
- 計画素案の内容に不備がないかについて、以下のような項目を確認することが考えられます。
 - ・ 地区の理解は得られているか
 - ・ 活動の実施を確保できるか
 - ・ 行政との連携を考慮しているか
 - ・ 地域防災計画と矛盾するところがないか
 - ・ その他、形式面（計画主体が地区住民等であること、計画区域が定められていること等）
- 大切なことは、住民等による計画素案作成の段階から市町村職員が伴走型で支援し、不備のないような計画素案を作り上げていくことでしょう。

事例 審査基準や要綱

市区町村には、地区防災計画の素案を提案された際に、地域防災計画に定めるための事前審査や審査基準等を定めた要綱を作成しているところもあるので、その一例を紹介します。

(1) 事前審査・事前協議の実施

○川崎市（神奈川県）

「地区防災計画の提案に関する要綱」に事前審査の実施、審査事項、審査会の委員等を定めています。

（事前審査）

第4条 市防災会議は、前条各号に掲げる書類が提出されたときは、次に掲げる事項について、川崎市地区防災計画事前審査会（以下「審査会」という。

）を設置し、事前審査を行わせることができる。

（1）計画提案の内容

（2）市及び区の地域防災計画との整合

（3）その他市防災会議会長が必要と認める事項

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）総務企画局危機管理室長

（2）消防局関係部長

（3）計画提案を行った地区のある区の副区長

（4）その他市防災会議会長が必要と認める者

3 審査会の委員長は、総務企画局危機管理室長をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表する。

5 審査会は、委員長が招集し、これを開催する。

6 委員長は、事前審査の結果を市防災会議会長に報告するものとする。

（川崎市「地区防災計画の提案に関する要綱」より）

○堺市（大阪府）

「地区防災の規定手続に関する要綱」に、事前審査会の設置及び審査会の構成員を定めています。

（事前審査）

第5条 会長は、第4条の提案があったときは、堺市地区防災計画事前審査会（以下「審査会」という。）を設置し、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

（1）第2条各号に規定する事項

- （2）地域防災計画との整合
- （3）同じ地区の校区自主防災組織の防災活動との整合
- （4）その他委員長が必要と認める事項

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）危機管理室長
 - （2）危機管理課長
 - （3）防災課長
 - （4）計画提案のあった地区を所管する区の副区長
 - （5）計画提案のあった地区を所管する消防署の副署長
 - （6）その他委員長が必要と認める者
- 3 審査会の委員長は、危機管理室長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会を代表する。
- 5 審査会は、委員長が招集する。
- 6 委員長は、審査の結果を事前審査結果報告書（様式第4号）により会長に報告するものとする。

（地区防災計画の内容）

第2条 地区防災計画は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- （1）計画名称
- （2）基本方針
- （3）計画作成主体
- （4）対象地区の範囲及び特性
- （5）対象災害
- （6）活動目標
- （7）平常時の取組
- （8）災害時の取組
- （9）情報収集・共有・伝達体制
- （10）計画の見直し方法

（堺市「堺市地区防災計画の規定手続に関する要綱」より）

○若桜町（鳥取県）

地区防災計画の提案があった際には事前協議を実施し、事前協議を終えた計画を防災会議での審査対象としています。

（事前協議）

第3条 町は、地区防災計画の提案があったときは、次に掲げる事項について、関係課及びその他
会長が必要と認める者で事前協議を行うものとする。

- （1）地区防災計画の内容及び実施団体
- （2）若桜町地域防災計画との整合
- （3）その他会長が必要と認める事項

（若桜町「若桜町地区防災計画の運用に関する要綱」より）

(2) 提案時の手続き

○堺市（大阪府）

「地区防災の規定手続に関する要綱」に提出書類及び提出先を定めています。

2 校区自主防災組織は、次に掲げる書類を計画の対象となる地区を所管する区長へ提出するものとする。

(1)地域防災計画への規定に関する同意書（様式第1号）

(2)校区自主防連携型地区防災計画の素案

(3)その他堺市防災会議会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類

（堺市「堺市地区防災計画の規定手続に関する要綱」より）

○西宮市（兵庫県）

「地区防災計画の運用に関する要綱」に提案者、提出期限、提出書類を定めています。

4 計画提案者は、次に掲げるものとする。

(1)本市の区域内に住所を有する者で組織された自主防災組織及び自治会等の地縁団体

(2)本市の区域内に事務所を有する事業所

(3)その他西宮市防災会議会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの

5 計画提案者は、防災会議開催予定日の4箇月前の日の属する月の末日までに、次に掲げる書類を西宮市防災危機管理局へ提出するものとする。

(1)地区防災計画提案書（様式第1号）

(2)地区防災計画の案

(3)地区防災計画の提案を行う者が住民等であることを証する書類

(4)第2条第2項の活動主体の同意を得たことを証する書類

(5)第2条第3項の関係団体と協議したことを証する書類

(6)その他会長が必要と認める書類

（西宮市「西宮市地区防災の運用に関する要綱」より）

(3) チェックシートによる審査

○陸前高田市（岩手県）

「計画提案等に関する事務手続き要領」に事前審査の実施を定め、事前審査における審査項目とその考え方を定めています。審査項目には、計画内容だけでなく「地区居住者等の中で合意や理解がなされている」という、取組プロセスに係るものも含まれています。

事前審査における審査項目と考え方

事前審査において、以下の項目について審査する。

分類	審査項目 ^{※1}	考え方
(1) 地区の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成に関して地区居住者等の中で合意や理解がなされていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 単に計画が作成されるだけでなく、計画に沿って活動が実践される、実効性ある体制が必要である。
(2) 計画の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> 対象地区の範囲が明確になっていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象範囲が小さすぎる、又は、自主防災組織等の活動範囲に対してあまりにも広い範囲となっていないか確認する。
(3) 計画の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> 活動の目的・目標が決まっていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区居住者等からの計画提案に至る発意が、本市の目指す方向性との整合が図れているか確認する。
(4) 地区の特性	<ul style="list-style-type: none"> 地区の特性（自然特性及び社会特性）を把握していること。 各種ハザードマップを参考としていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 的確に課題を把握し、実効ある対策を進めるためには、現状への理解が必要である。
(5) 具体的な防災活動	<ul style="list-style-type: none"> 平常時の活動を検討していること。 災害時の活動を検討していること。 避難行動について検討していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 平常時の心構え、教育・訓練体制等について検討されているか確認する。 災害時の活動体制、活動方針等（避難行動に関する部分を含む）について地域特性・レベルに応じた、何らかの具体的な方針等^{※2}が記載されているか確認する。
(6) 計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 計画の見直しについて考慮していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練や検討を重ね、随時計画を見直す体制が求められる（PDCA）。
(7) 陸前高田市地域防災計画との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 陸前高田市地域防災計画に抵触していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災課において、内容全体を事前確認しておく。

※1 国のガイドライン（H26.3内閣府）では、防災活動を実施できる範囲や構成等は自由であり、すべてを記載する必要はないとされているが、陸前高田市防災会議において陸前高田市地域防災計画に定める計画として適切に審査する際には、本表の項目が望ましいものである。

※2 自主防災組織の活動、避難所運営等をはじめとして、災害想定を踏まえた発災時の活動の一部又は全部について検討されているかを確認する。

（陸前高田市「陸前高田市地区防災計画の計画提案等に関する事務手続き要領」より）

○若桜町（鳥取県）

町の防災会議での審査のための資料として、計画素案の作成プロセスに応じた具体的なチェック項目を定めており、6割以上の項目が「あり」と認められる計画素案を、地域防災計画へ定めることとしています。「町との協力関係」や「行政関係者、(中略)から情報を得ているか」など、行政を含む地区外部との関係構築も求めています。

地区が作成した計画骨子や提案前の素案に対し町が助言する際にも、このチェックシートを用いて現状の評価とフィードバックを行うことで、地区住民による計画素案の作成を後押ししています。

地区防災計画チェックシート

チェック対象地区	評価者氏名	地域防災計画への盛り込み要否
計画の項目	チェック項目	チェック欄
活動の明確化	・対象地区の範囲は明確になっているか	
	・対象地域で活動を行う居住者（事業者）要支援者等は明確になっているか	
	・活動の基本方針（目的）は決まっているか	
活動の立ち上げ、計画作成	・対象地区内で地区居住者等の協力関係が進んでいるか	
	・計画作成に関して地区居住者等の間で実質的な合意や十分な理解がなされているか	
	・町との協力関係が進んでいるか	
地区の特性（現状と課題）の把握	・既存の防災の取組を把握しているか	
	・行政関係者、学識経験者、シンクタンク等から情報を得ているか	
	・災害履歴を把握しているか	
	・人的な被害を考えているか	
	・物的な被害を考えているか	
	・地区の大切なことや重要にしていることを抽出できているか	
	・活用できる人的資源を考えているか	
対策の検討	・事前対策の実施事項を検討しているか	
	・平常時・災害時等の役割分担を検討しているか	
	・教育・訓練の実施方法を検討しているか	
地区防災計画の取りまとめ	・活動目標、長期的な活動計画等があるか	
	・活動計画に基づく防災活動が計画の対象地区をカバーできているか	
	・平常時・災害時等の役割分担（内容）が規定されているか	
	・行政、消防団、各種地域団体、ボランティア等関係者と連携を推進しているか	
地域防災計画の改善	・地区防災計画について見直しを行っているか	
	・教育・訓練の実施について見直しを行っているか	
	・役割分担の見直しを行っているか	

※各項目のチェックが6割以上を地域防災計画への盛り込み要とする。

（若桜町「若桜町地区防災計画の運用に関する要綱」より）

(4) 活動実態の確認

○陸前高田市（岩手県）

実態の伴わない、形だけの計画づくりを防ぐため、「計画提案等に関する事務手続き要領」において、地区防災計画に基づく防災活動の実施状況を確認するよう定めています。

（活動状況の確認等）

第6 防災局長は、地区防災計画に基づく防災活動の実施状況等について定期的に確認を行うよう努めるものとする。

2 防災局長は、前項の確認の結果、地区防災計画の対象地区における防災活動の実態が認められない場合は、地区居住者等へ防災活動の実施を促すものとする。

（陸前高田市「陸前高田市地区防災計画の計画提案等に関する事務手続き要領」より）

問5 市町村地域防災計画に地区防災計画をどのような形式で定めればよいでしょうか。

（回答）

○市町村地域防災計画へ地区防災計画をどのように定めるかについて決められた形式はありません。現状では、市町村地域防災計画に添付する事例が多くみられます。大切なことは、地区防災計画が、市町村地域防災計画の中に定められている公助の部分と連携や補完する関係になっていることが分かるよう組み入れて定めるよう工夫することです。

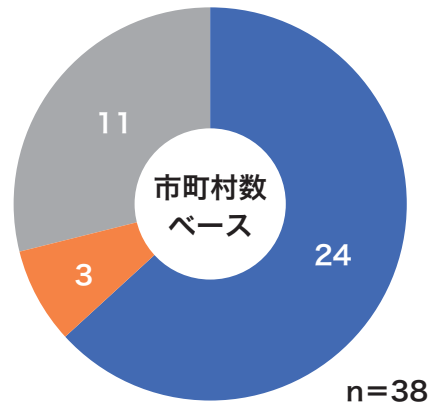
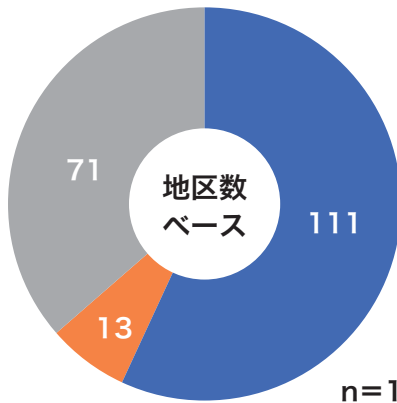
目 参考

市町村地域防災計画に地区防災計画を定めた方法 （アンケート調査結果より）

内閣府が市区町村を対象に行った標記に関するアンケート調査（平成30年4月1日）によると、地区防災計画が市町村地域防災計画に定められた248地区のうち、「地域防災計画本文は修正せず、地区防災計画素案の内容を添付した状態」が地区数ベースで56.9%、市区町村数ベースで63.2%と最も多い。本文自体の修正例は少なく、その他、「市町村地域防災計画に地区防災計画編を作成し素案の内容を掲載した」市区町村もみられます。

[次ページへ→](#)

地域防災計画に地区防災計画を定めた方法



- 地域防災計画本文自体は修正せず、地区防災計画の素案の内容を添付した状態
- 地域防災計画の本文自体を修正し、地区防災計画の素案の内容を直接本文に書き込んだ状態
- その他

(その他の主な回答例)

- 区 の地域防災計画に「地区防災計画編」を作成した例。(東京都世田谷区：27地区)
- 市 の地域防災計画の本文に文言として追加し、地区防災計画素案の内容は添付しない例。(東京都国分寺市：4地区)

事例 市町村地域防災計画の修正方法

※内閣府「地域防災計画策定支援モデル事業報告」より抜粋(修正時点の地域防災計画)

○大槌町(岩手県)

市町村地域防災計画に地区防災計画素案の内容を添付(平成26年3月改訂)
提案した地区：安渡地区(平成26年度モデル地区)

大槌町地域防災計画 本編 第1章 総則

第1章 総則

第3 地区防災計画との関係

この計画は、大槌町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者における防災活動に関する計画(「地区防災計画」)について定めることができる。(災害対策基本法第42条)

改訂・追加した部分

大槌町地域防災計画 資料編
 ④ 地区防災計画 (安渡地区防災計画(平成25年10月策定))

安渡地区津波防災計画
 ～ 東日本大震災の教訓を次世代に継承する ～
 【2013年10月版】
 安渡町内会

【資料編④ 地区防災計画】

○富士市（静岡県）

市の地域防災計画の本文を修正し、資料編に地区一覧（計画名）を追加（平成28年2月改訂）
提案した地区：富士駅南地区（平成26年度モデル地区）

（本編（一般対策編）の26ページ）

【修正後】平成28年2月

第21節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画として定めることができる。ただし、**地区防災計画の内容が、市地域防災計画に抵触しないよう、作成段階から市と調整を図るものとする。**市は、富士市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、富士市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

【修正前】平成27年2月

第21節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として富士市防災会議に提案することができる。（以下変更ないため（略））

改訂・追加した部分

資料編

資料11-18

地区防災計画策定地区一覧

No.	地区名	計画名	計画の概要	策定年度
1	富士駅南地区	富士駅南地区防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区の特徴、被害想定 ▶ 活動の流れ ▶ 地区を支える団体の活動 ▶ 防災まちづくりの構成 ▶ 避難所運営 ▶ 自主防災会 ▶ 地区として行う防災活動 ▶ 企業・団体との連携推進 	平成27年度

○宝塚市（兵庫県）

市の地域防災計画に新章（第2章）を追加し、計画概要を掲載（平成28年6月改訂）
提案した地区：中山五月台中学校区（平成27年度モデル地区）

第3部 地区防災計画

章・節	計画名
第1章	本市地域防災計画と地区防災計画
第1節	地区防災計画を地域防災計画に定める目的、基本方針等
第2章	本市地域防災計画に定める地区防災計画
第1節	各地区における地区防災計画

第1章 本市地域防災計画と地区防災計画

第1節 地区防災計画を地域防災計画に定める目的、基本方針等

第2章 本市地域防災計画に定める地区防災計画

第1節 各地区における地区防災計画

改訂・追加した部分

第2章 本市地域防災計画に定める地区防災計画

第1節 各地区における地区防災計画

第1 「中山台コミュニティ地区」地区防災計画

1 計画の名称

中山台コミュニティ地区防災計画

2 活動の基本方針及び目標

大規模災害が発生して孤立し、ライフラインが停止した状況下でも、地域が丸一つとなり、被災からの一週間を自分たちで生き延びることができることを目標とする。

3 計画の対象範囲（地域）

宝塚市立中山五月台中学校区（中山台コミュニティエリア）の全住民

4 活動主体及び活動団体

中山台コミュニティ災害対策委員会

※まちづくり協議会「中山台コミュニティ」における防災の取り組みを推進するために、自治会、管理組合、学校園及び施設の代表者で構成される組織

【中山台コミュニティ災害対策委員会】

中山台自治会、中山五月台自治会、中山五月台七丁目自治会、中山五月台六丁目自治会、中山台ラヴェール自治会、ジャルダン巻巻自治会、フッキング巻巻自治会、フッキング宝塚中山巻巻自治会、宝塚中山ヒルズ自治会、中山台七丁目自治会、ジャルダン式巻巻管理組合、セーリオ宝塚自治会、第六地区中山台民生児童委員連絡会、中山台小学校、中山五月台小学校、中山五月台中学校、中山五月台幼稚園、宝塚東高等学校、宝塚市立中山台幼稚園、寶塚福祉会中山ちどり、アクティブライフ中山倶楽部、ケラレテクノ株式会社

5 地区の特性

高齢化率が高く、山間部を削って開発した坂の多い住宅地である。また、土砂災害警戒区域も広範囲に存在し、1つの指定避難所と予備避難所は、その中に位置している。

6 対象とする災害

地震及び土砂災害

2

地区防災計画には何を定めたらよいか

地区防災計画の内容は、素案の作成主体が自由に定めることができます。地区防災計画に定めるとよい事項は、平常時、災害警戒時、応急対策時、復旧・復興時のそれぞれの段階でいくつかあり、例えば、**図1**のようなものがあります。

図1

①平常時	②災害警戒時	③応急対策時	④復旧・復興時
<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む） 活動体制の整備 連絡体制の整備 防災マップの作成 避難路の確認 指定緊急避難場所、指定避難所等の確認 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 食料等の備蓄 救助技術の取得 防災教育等の普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・共有・伝達 連絡体制の整備 状況把握（見回り・住民の所在確認等） 防災気象情報の確認 避難判断、避難行動等 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 出火防止、初期消火 住民間の助け合い 救出及び救助 率先避難、避難誘導、避難の支援 情報収集・共有・伝達 物資の仕分け・炊き出し 避難所運営、在宅避難者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進
<ul style="list-style-type: none"> 消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携 			

図1のような計画事項の一式がそろわないと地区防災計画として不十分で、市町村地域防災計画の中に地区防災計画として定められないのではないかと誤解もあるようです。計画事項は図1の一部でも、あるいは図1にないものでも構いません。

近年の災害の頻発化、激甚化の傾向を踏まえると、住民等の皆さんに強く意識していただきたいのは、地区防災計画において、まず、『命を守る』ための行動や活動に関する事項について、早急に議論していただくことが大切、ということです。

そのため、地区防災計画が住民等による共助の避難体制を構築する有効なツールで、避難理解力を高めるものであることを認識して、具体的には、まずは避難を確実にを行う部分の計画からの素案作成を促すことです。避難を確実にを行う部分の計画内容の例としては、次のようなものがこれまで策定されています。

避難を確実にを行う部分の計画内容の例

- 逃げるタイミングを記載した「逃げ時マップ」(岐阜県恵那市の複数の地区)
- 過去の災害を踏まえ、避難支援活動時間を定めた計画(岩手県大槌町安渡地区)
- 地区住民、学校や企業等と、主体ごとに避難要領を規定(岩手県岩泉町小川地区)
- 地区外避難方法について予め把握(鹿児島県鹿児島市東桜島校区)
- 水位情報を基準として、避難タイミングを規定(長野県長野市長沼地区)

特に、洪水・土砂災害や津波が想定される地区においては、避難時の混乱を防ぐために、地区の課題を踏まえて、避難のタイミングの判断基準や避難先、避難の手段、避難方法、要支援者の避難支援方法などをルール化し、周知することが重要です。

まずは、「命を守る」、そして「命をつなぐ」ことを確実にを行うため、計画事項が避難を確実にを行う部分だけという『小さな地区防災計画』でもよいので、素案を作成してはいかがでしょうか。

その後、食料等の備蓄、防災教育等の普及啓発活動、避難生活時の炊き出しや避難所運営などを加え、計画事項を拡充していくのも方法です。共助の内容の優先事項を明らかにして、地区防災計画を『小さく産んで大きく育てる』意識を持って、住民等の方々が、地区防災計画の素案作成に取り組んでいただけるよう促していただきたいと思います。

『命をつなぐ』ための計画事項

無事に避難し、命を守った後は、『命をつなぐ』取組が重要です。避難所等での生活では、住民等が支援し合い、福祉関係者とも連絡を取りながら、避難者の体調等を見守るなどの活動により、災害関連死等を防止する視点も大切です。

ワンポイントアドバイス

地区防災計画アドバイザーによる

地区防災計画に盛り込みたい内容は？

- ✓ 住民の命を守るために、地区の災害危険性の理解、安否確認(特に高齢者や障がい者)、避難のルールや方法、避難所生活は、特に重要な部分です。
- ✓ 地区防災計画は主に「命を守る共助の計画」であり、特に自分だけでは避難が難しい要配慮者をいかに支援するかを中心にするのが良いと考えます。



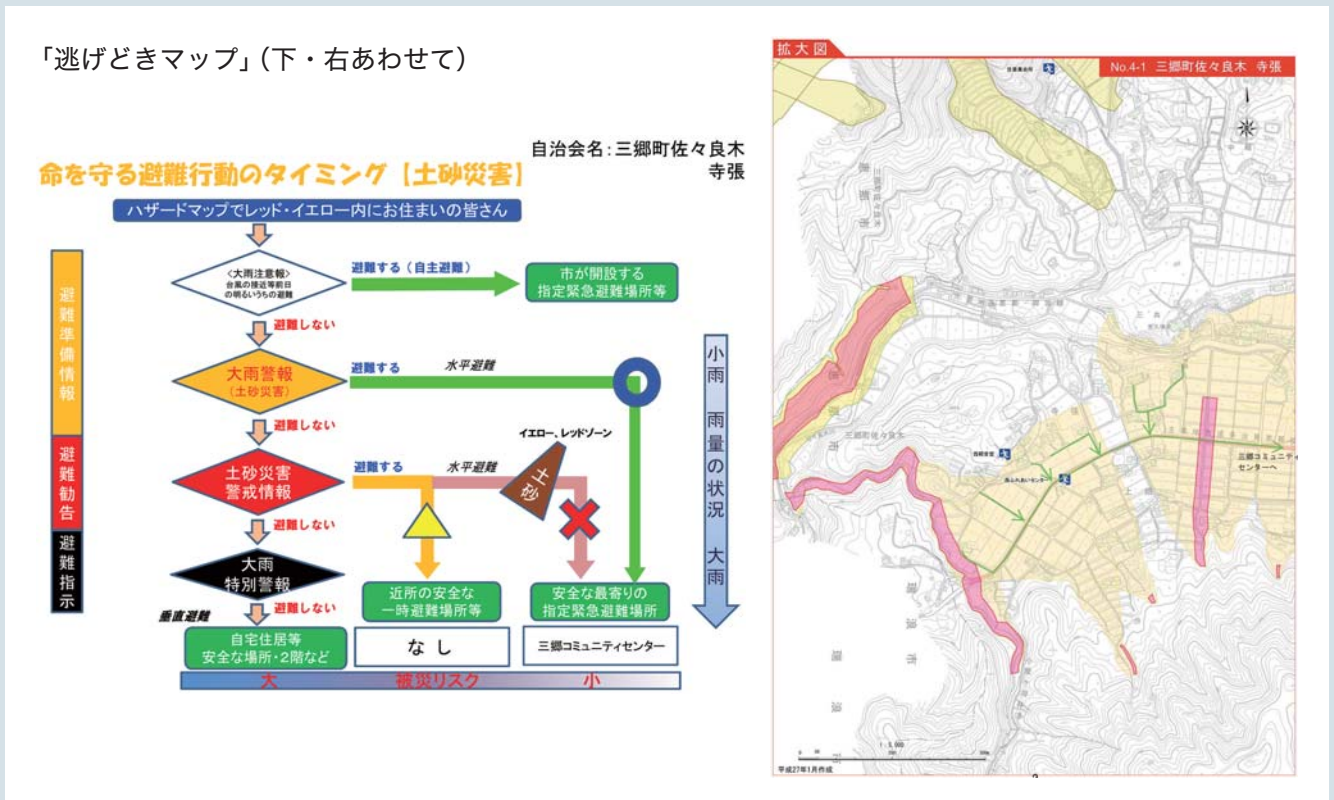
鍵屋 一・跡見学園女子大学 教授

事例 避難に関する記載内容

作成された地区防災計画から、特に避難に関する記載内容を紹介します。

○三郷地区（岐阜県恵那市）

土砂災害に備える避難ルートと避難のタイミングを詳細に示す「逃げどきマップ」を作成し、避難の実効性を高めています。



(三郷地域自治区「恵那市三郷地区防災計画」(平成27年12月)より)

○安渡地区（岩手県大槌町）

地震発生後、津波来襲に備えた避難行動のルールとして、避難の信念、避難のきっかけづくり、車での避難のあり方について、自助、近隣や町内会による共助、公助（行政への要望）に関する事項を整理しています。

2) 避難行動のルール

3.11での教訓等を踏まえ、避難行動のルールを以下のとおり定める。

(1) 地震直後～10分程度

<避難の遅れ、避難の信念>

1. 住民は、想定にとらわれず自主的な判断で、安全な避難場所・避難路を目指せるよう、家庭の避難計画、避難訓練を考えること。

2. **町内会**は、「**想定外による逃げ遅れ**」をなくすため、より一層の自助の啓発を行うこと（地域・学校での防災教育、町民による語り部、災害教訓の記録・伝承、想像力を喚起する避難訓練、脆弱性の可視化（標高や海岸線からの距離等）、ハザードマップの開示等の方法を考えること）。
3. **町内会**は、「**想定外による逃げ遅れ**」をなくすため、**厳しい条件での避難行動（支援）手順**を考えること。

■ **厳しい条件（夜間の要援護者支援）での行動手順（例示）**

- ▶ 住民も役員も率先避難・声かけ（自・共）
- ▶ （家族で搬送できない場合）要援護者を玄関まで出す（自）
- ▶ （地震後早い時間の場合）役員は避難場所方向に向かいながら搬送する（共）
- ▶ （地震後早い時間の場合）自動車でもよい（自・共）
- ▶ 役員は避難場所に到着したら避難場所に止まり、避難所運営の準備を始める（共）
- ▶ 役員は低地に戻ろうとする住民等を避難場所に引きとめる（共）
- ▶ 役員は避難者・行政等と協働で避難所運営を行う（共）

〔凡例〕（自）＝自助、（共）＝共助

< **避難のきっかけ** >

4. **住民**は、住民自ら率先避難をしながら、周囲に声かけをすること。
5. **町内会**は、避難のきっかけづくり（率先避難、声かけ等）について防災教育等を通じて波及させること。
6. **町内会**は、行政に対して、災害情報等の情報伝達手段の整備を要望すること（防災行政無線同報系の配備、避難場所への通信手段・電源・燃料等の配備、避難支援者への無線機の配備等）。

(2) **津波襲来まで**

< **車での避難** >

7. **町内会**は、「**車での避難**」について、一定の条件の下で認めることとし、そのルールを協議して決めること。

■ 「**車での避難**」を認める条件（例示）

- ▶ 対象者：徒歩避難が難しい要援護者
- ▶ 利用時間：車道が混雑し始める前の早い時期（およその時間を想定しておく）
- ▶ 対象避難路：スロープ、手すりなど要援護者への配慮がなされた幅員の広い道路
- ▶ 対象避難場所：安全性、広さ、避難生活に必要なもの等が備わった施設
- ▶ その他

8. **町内会**は、行政に対して、7.の条件に合う避難場所・避難路の整備等を要望すると同時に、施設整備に合わせた避難計画を考えること。

（安渡町内会「安渡地区津波防災計画」（平成25年10月）より）

○小川地区（岩手県岩泉町）

1時間に50ミリ以上の雨が2時間以上降り続くことを想定した豪雨災害に対して「自分の命は自分で守る。自分の家族は自分で守る」という気概と「自分たちの地域は自分たちで守る」という自治会住民としての気概を醸成実現していくことを目標としています。

そのうえで、避難の基本は個々の目と耳で判断とし、避難情報ごとの避難行動の原則を明示し、さらに避難要領として詳述しています。そのほか、学校の避難要領には指定避難場所へ移動できない時のことを想定し、さらに、地区外の方が集まる場で現況を伝える体制を追求する等、配慮も忘れておりません。

（4）避難

ア 個々の避難行動の基本

（ア）避難の基本

個々の避難及び避難誘導支援は役場から発令される避難情報に基づいて行動することを原則とする。しかしながら避難情報は住民1人ひとりを見て発するわけではなくタイミングがずれる場合もある。また、タイミング良く発令されても聞こえない場合も十分想定できることから、避難開始のタイミング避難支援開始のタイミングは、避難情報の発令にかかわらず、個々の目で見え耳で聞いて肌で感じて危険と思ったら速やかに安全を確保するための行動をとる。このことを個々の避難行動の基本とする。

（イ）避難開始の時期

a 避難情報高齢者等避難開始が発令された場合

- (a) 指定されている支援者又は自治会等役員や避難行動要支援者の隣近所の方は、避難行動要支援者を指定された避難所（福祉避難所又は指定避難所）又は指定された避難場所に避難させる。
- (b) 立ち退き避難が必要な戸々（個々）は避難開始する。立ち退き避難が必要でないと思われる人も自主避難するのはこの時期です。（個々の家で立ち退き避難が必要かどうかを決めるのは貴方です。）
- (c) 上記(a・b)以外の方は引き続き気象情報・避難情報の収集に努める。

b 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合

発令された地域の方は避難勧告や避難指示に従って指定された避難所に避難することが原則です。但し、避難勧告特に避難指示が発令された時点はすでに被害が生じている場合が多いことに鑑み避難勧告、避難指示の発令を待つことなく個々の判断で危険と感じたら避難開始する。

イ 地区住民の避難要領

- (ア) 指定された避難所又は避難場所に安全に移動できると判断した場合は、一挙に移動する。
避難行動要支援者は福祉避難所に避難させることを基本とするも施設の受け入れ準備が整っていない場合等においては、先ず最寄りの避難所に避難する。事後は役場の指示で行動する。
- (イ) 立ち退き避難が必要であるが指定された避難所又は避難場所に移動することは安全上問題がある(逃げ遅れた場合)と判断した場合、一時的には、自分の家の2階、隣の家、小高いところにある作業小屋等に待避して安全を確保し状況が落ち着いてから、避難が必要と思ったら指定された避難所に避難する。この際道路は壊れて通行できないが住家は壊れていないので生活に大きな支障がないと判断できる人は家に止まることも選択肢の一つである。

ウ 学校等・介護等施設・企業等の避難要領

学校等・介護施設等・企業等は独自の計画(防災計画又は避難計画等)により避難行動をする。特に、介護等施設は平素において避難所(福祉避難所)を確保しその施設に避難させる事を基本とする。

- エ 各自治会は、道路の決壊等により町が指定した避難所及び避難場所に移動できないことも想定し、自治会地域内の適宜な位置に安全が確保できる場所を選定しておく。(例えば、〇〇さんの家、〇〇神社、〇〇さんの作業小屋等)

- オ 岩泉町災害対策本部小川支部に依頼し災害時、「道の駅」「G スタンド」等管外の人が集まる場所において現況を伝えることが出来る体制を追求する。

- カ 町が指定した小川地区の指定避難所及び指定緊急避難場所

(岩泉町「小川地区自主防災協議会防災計画」(平成31年3月19日)より)

○東桜島校区（鹿児島県鹿児島市）

桜島（火山）の噴火を想定し、噴火レベルに応じて島外へ避難する家族ごとの避難方法を定め、島外避難所への配置計画を円滑にしています。

(7) 島外避難の家族動向一覧表 (平成 00 年 00 月 00 日現在)

※避難所での配置計画に必要 ※世帯単位(戸別)で記載する。

①野尻町

区分 家族	レベル4で避難			レベル5で避難			記事
	指定地に避難		独自で 避難	指定地に避難		独自で 避難	
	自力避難	要支援		自力避難	要支援		
1人							
2人							
3人							
4人							
5人							
6人以上							
合計							

※桜島学園は集団避難のために除外。

②持木町

区分 家族	レベル4で避難			レベル5で避難			記事
	指定地に避難		独自で 避難	指定地に避難		独自で 避難	
	自力避難	要支援		自力避難	要支援		
1人							
2人							
3人							
4人							
5人							
6人以上							
合計							

(東桜島校区コミュニティ協議会「鹿児島市東桜島校区防災計画」(平成31年3月31日)より)

○長沼地区（長野県長野市）（※現在は計画素案を作成した段階）

水害が差し迫った際の避難情報発令について、地区の災害対策本部長が水位の上昇速度から「避難準備情報」を出すタイミングを判断し、伝達するとともに、地区から市へ「避難勧告」の発令を要請することを決めています。

水害 【長沼地区】 避難情報発令の目安となる水位

注意時期

【气象台】大雨・洪水：注意報、警報、特別警報発令

●水位の上昇速度を見極める時点を定める。

立ヶ花観測所における観測値7m40cmの時の前後の上昇速度を調べる。その上昇速度を基にして氾濫危険水位から逆算して、本部長は地区住民に4時間前に避難準備情報を伝達し、2時間前に避難を呼びかけ、長野市に避難勧告の発令を要請する。

（水位の数値は上昇速度が40cm/時間の場合の例）

避難準備

千曲川

水位が9mを超過し、さらに水位が上昇すると見込まれる時
…避難準備情報の伝達

避難を開始

水位が9m80cmに到達すると見込まれる時
…避難勧告を長野市に要請する

水位が9mから9m80cmに到達するまでに約2時間かかる見込みです。

水位が10m60cmに到達すると見込まれる時
…避難指示を長野市に要請する

水位が9m80cmから氾濫危険水位（10m60cm）に到達するまでに約2時間かかる見込みです。

➤ 長野市からの避難情報も発表されますので、情報に従って行動してください。

（長沼地区住民自治協議会「長沼地区避難ルールブック」（平成27年度）より）

事例 地区の特性に応じた記載内容

作成された地区防災計画には、地区の特性に応じて記載内容の工夫がみられます。その中から、在宅避難者の対応などの最近の課題に関する記載例を紹介します。

(1) 安否確認・在宅避難

〇けやき台分譲団地（東京都国分寺市）

地震災害のレベル別・時系列に地区本部による安否確認方法を整理するとともに、安否確認カードを用いた住民同士での在宅避難者の安否確認・報告方法を定めています。

災害レベル別・時系列での本部の役割

9. 地区本部の役割

● 震度5弱以上の地震が起きたときに地区本部は集会所に設置されます。

災害レベル	被害状況	1時間	2時間	3時間	数日
レベル1 小被害	物が落ちた 物が壊れた	地区本部設置 設置係	理事会&防災委員 4~6名→集会所に開設 集会所前にテントを設置		
		調査係	防災委員と協力者が各様を点検（避難行動要支援者優先） 緑のバンダナが出ていない居室を訪問		
		連絡係	全員無事で被害軽微→地区防災センターに報告		
		体制作り		地区本部解散	記録を残す 結果を広報
レベル2 中被害	家具が倒れた 怪我をした	調査係	被害状況を整理→救援を送る		
		救援係	応急処置→救急要請		
		連絡係	地区防災センターに報告		
			地区本部解散	記録を残す 結果を広報	
レベル3 大被害	住宅が壊れた 大怪我をした 脱出不能 出火した 停電・水道停止	避難誘導係	被害状況を整理→地区防災センターに誘導		
		救援係・連絡係	応急処置→救急要請→地区防災センターに報告		
		救出係・連絡係	救出→救出要請→地区防災センターに報告		
		連絡係	人命優先→消防要請→地区防災センターに報告		
		物資調達係	物資搬送（食料・生活用品）		
		物資配分係	物資配分		
		設置係	スタンドパイプ設置→給水 集会所開放・簡易トイレ設置		
炊き出し係	炊き出し				
防犯・巡回係	調査を兼ねて巡回				
調査係	ライフライン・インフラ調査				
			地区防災センターに報告	地区本部解散 記録を残す 結果を広報	

1. 各係は、各自ができる役割を本部に申告し、自主的に行動する。
2. 本部は、各人が何を行っているのかを記録し、全体を把握する。
3. 本部は、各係が把握した情報を整理して壁に張り出し、状況を共有する。

安否確認グッズの使用法

災害時安否確認グッズ

普段は玄関ドアの内側に貼っておいてください。

●●●●●●●●●● **安否確認カード** ●●●●●●●●●●

災害時に家具が転倒した、怪我をしたなど様々な事態が想定されます。

そのとき

安否確認カードを玄関ドアの外側に貼り出してください。

発見時お知らせ

無事

発見時お知らせ

発見時お知らせ

SOS

発見時お知らせ

(表) (裏)

お隣さん・上下の方の確認をしましょう。
できる限りお互いが助け合いましょう。

↓

その安否確認情報を地区本部に伝えてください。
(震度5弱以上の地震で集会所に地区本部ができます)

●●●●●●●●●● **チェックカード** ●●●●●●●●●●

避難をするときはチェックをして玄関ドアに貼り出してください。

避難する際は必ず！ JS日本総合住宅生活型

電気のブレーカー

ガスの元栓

水道の元栓

非常時の連絡先

●●●●●●●●●● **「無事！」の緑のバンダナ** ●●●●●●●●●●

無事なお宅は北窓の手摺に結んでください。
お互いがチェックし合って
出していないお宅を〈地区本部〉に連絡してください。

(けやき台分譲団地管理組合「けやき台分譲団地 地区防災計画書」(平成30年3月))

地区防災計画の素案作成支援ガイド ～地方公共団体の職員の方々へ～

23

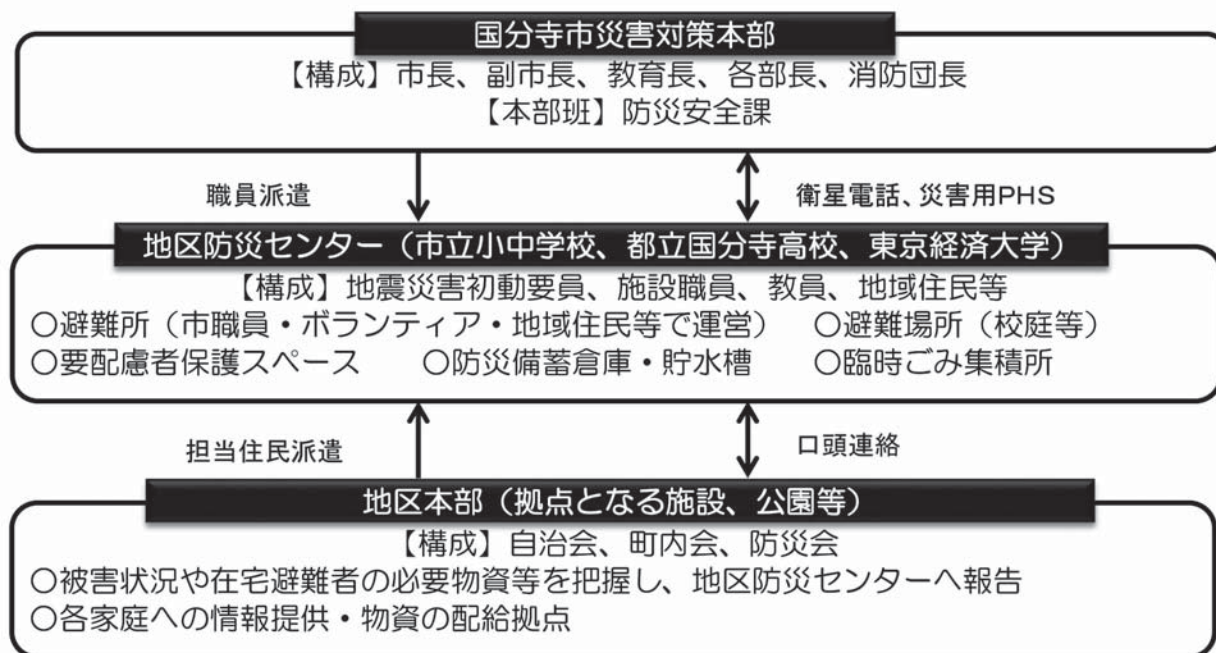
○西恋ヶ窪一丁目地域連合会（東京都国分寺市）

国分寺市では、大地震等の災害があった場合、想定される避難生活者約38,000人に対し、避難所の収容人員約18,000人であり、約20,000人が避難所に入れない可能性があります。このデータを踏まえ、在宅避難を勧めるための計画について、地区で議論しました。住宅の耐震化・不燃化、備蓄品の準備等についての必要性が定められ、国分寺市の支援策も併せて明記されています。また、災害時の活動体制として、国分寺市、地区防災センター、地区本部の山荘の活動体制のなか、地区本部の活動として、在宅避難者の必要物資等の把握や各家庭への情報提供・物資の配給拠点としての活動が定められています。

4-1 国分寺市における災害時の活動体制

三層の活動体制

国分寺市では、震度5弱以上の大地震が発生した場合には、市と市民が連携し組織的に対処して、情報伝達や物資提供等を効率よく実施できるよう、三層の活動体制（下図）を確立し、市民との連携による応急対応活動を行います。



（西恋ヶ窪一丁目「西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会地区防災計画」（平成30年3月）より）

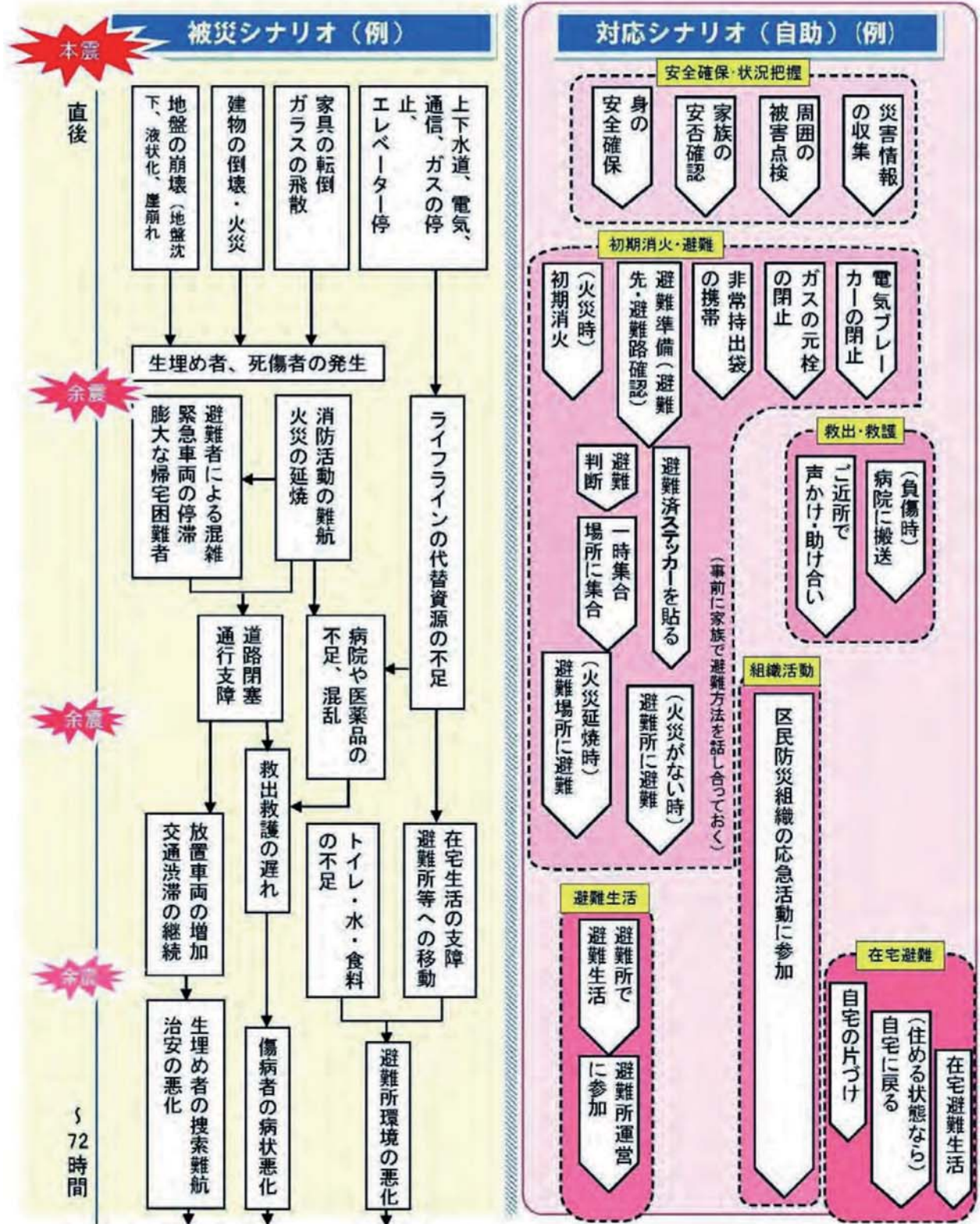
(2) 災害時の対応シナリオ

○千住柳町地区（東京都足立区）

地震災害の発災から72時間で変化する被災状況を「被災シナリオ」として図式化し、さらに被災状況の変化に応じて必要となる、住民の自助と地区の共助の対応を「対応シナリオ」としてまとめています。

(2)「被災・対応シナリオ(自助)」

地震による被災のシナリオと自助の対応を時間の流れに沿って考えます。



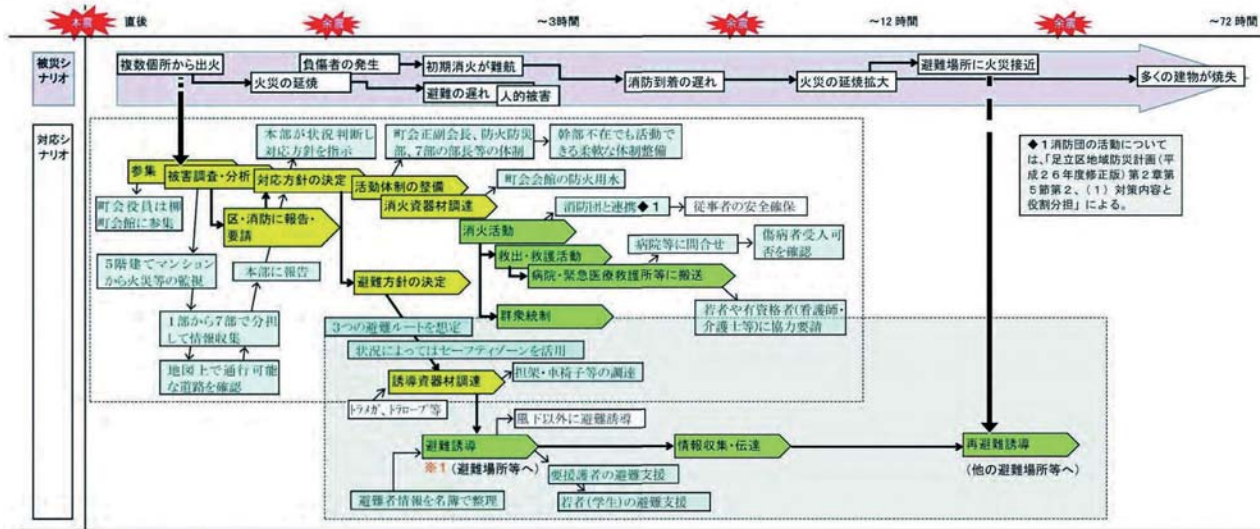
（千住柳町町会「千住柳町地区防災計画 震災対策編」（平成28年3月）より）

「共助」の対応シナリオ

(3) 「被災・対応シナリオ」(共助)

① 「建物火災」

(注1) 「対応シナリオ(例)」の()は活動内容を示し、()は活動準備を示します。
 (注2) 吹き出しの青色()はワークショップでの意見を、白色()は補足意見を示します。
 (注3) 写真は全て阪神・淡路大震災の様子を示します。



【全体的な活動の流れ】

○火災時には、「初期消火」、「救出・救護活動」、「病院等への搬送」、「群衆統制」、「避難誘導」等が必要となります。
 そのため、迅速な「対応方針の決定」、「活動体制の整備」、「必要資器材の調達」等の準備が必要です。

【※1 避難誘導】

○密集市街地では、同時多発火災や火災延焼の可能性を想定し、事前に「消火活動」や「避難方針」、「避難誘導」、「要援護者の避難支援」等の対策を検討しておくことが重要です。
 ○避難時は、道路の状況を迅速に把握し、安全な避難路を選びます。

○また、避難所(一時集合場所)に火災が迫ってきた場合には、避難者の「再避難誘導」を行う必要があります。その場合には、先遣隊が避難先を確認し、安全な再避難場所と避難経路を確保した上で先導します。



(千住柳町町会「千住柳町地区防災計画 震災対策編」(平成28年3月)より)

(3) アクションプランの作成

○下馬・野沢地区(東京都世田谷区)

地区の防災の取組について「今できること」「1、2年でできそうなこと」「3～5年以上かかること」に分類し、取組の達成期間を整理しています。

抽出された4テーマ

5. 下馬・野沢地区における今後の取組み.

平成 27 年度に採り上げた課題・対応策を踏まえ、新たに 4 つのテーマを抽出した。
新規テーマは、表⑨の通りである。

表⑨：解決策を検討した 4 テーマ

テーマ	内容
町会の取組み	防災に関する様々な啓発活動を盛んにし、町会運営を若い世代層に広げるための取組み。
共助で出来ること	発災 72 時間+αを乗り切るために、担い手として可能な個人・団体等との協力体制をどう築いていくか。
地域の特性	地域の特性に合った各町会の取組み
災害時に支援が必要な方	要援護者を含めた災害時に支援が必要な方をどうサポートするか



取組内容を達成期間ごとに整理

短期(今できること)

- ◇近隣の方に声かけするなど、日ごろからコミュニケーションをとる。
- ◇昼間に災害が起きれば、地域に若い人はいないので、老人たちが主体で行動する覚悟も必要。
- ◇日頃の活動を活性化・充実させる。
(既に防災専用の回覧システム・オリジナルシステムがある町会もある。)
- ◇各家庭で話し合い、ルール作りを進める。
- ◇緊急時に役立つマニュアルの作成する。
- ◇町会のもつ防災知識を学校の保護者に伝え、町会の重要性を知ってもらう。
- ◇安否確認の方法を決めておく。
- ◇災害時の行動の仕方を学ぶ。
- ◇近隣の学校や学生との連携を計る。

中期(1、2年ほどできそうなこと)

- ◇健康なシニアへの声かけを増やし、担い手を増やす。
- ◇発災後2～3日は混乱しているので、近県に協力を要請
- ◇日大の生徒に協力をお願いし、日大と利用方法を互いに考え契約をする。
- ◇向こう三軒両隣り情報を、常に把握する付き合いをする。
- ◇緊急時に役立つマニュアルの作成。
- ◇時間帯で動ける人を確保しておく。
- ◇東急トランセ下馬営業所との連携を、計画する。
- ◇資機材の使い方を学ぶ。

長期(3～5年以上かかること)

- ◇災害時、種々の手伝いのできる、町内ボランティアリストを作る。
- ◇全住民参加の防災訓練を開催する。
- ◇どの医者の方にどこで何をしてもらおうか話し合う。

(下馬・野沢地区「下馬・野沢地区防災計画」(平成 29 年作成)より)

事例 災害に「も」強いまちづくりのための計画

住民主体の地区防災計画の作成プロセスにおいて、まちの将来像を描き、その実現のために必要な災害対策を検討し、計画文書としてまとめる事例がみられます。

○下知地区（高知県高知市）

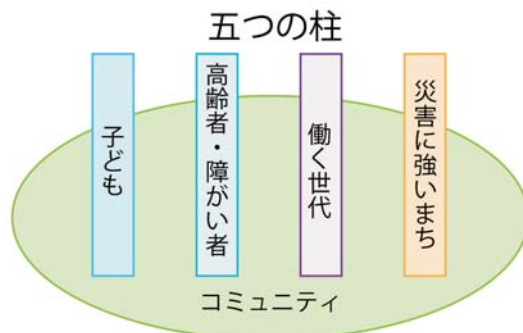
下知地区では、子ども、高齢者、障がい者、働く世代それぞれの防災対策を行い、様々な世代が交流できるコミュニティを構築することで、災害に「も」強いまちをつくるということを基本コンセプトとし、その実現のために5つの柱をたてています。また、被災後の段階に合わせ、命を守る、(避難所等で)命をつなぐ、生活を立ち上げるための各段階における地域防災向上対策について、家庭での備え(自助)、共助で数年以内に取り組むこと(すぐやる計画)、行政と協力して改善を目指すこと(中長期計画)に分類して整理しています。

2. 下知地区防災計画のコンセプト

- 下知地区をどんなまちにするのかというコンセプトは、災害に「も」強いまち

伸び伸び遊ぶ子どもたちを中心に、
地域のつながりで、楽しく安心して暮らせる、
災害に「も」強いまち下知

- コンセプトを実現するための5つの柱



下知地区防災計画 個別計画の構成



(下知地区減災連絡会「下知地区防災計画書」(平成30年3月)より)

問6 地区防災計画と避難行動要支援者の個別計画との関係を、どう整理したらよいでしょうか。

(回答)

○個別計画は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえ、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた避難支援等に関する計画です。地区防災計画は、計画事項を自由に定められる計画ですので、個別計画に定められた内容を地区防災計画に含むことに問題はありません。実態としては、地区防災計画で定められた要支援者支援の部分をより具体化・詳細化したものが個別計画に相当することになることが多いと想定されます。

事例 要支援者の避難支援に関する記載内容

地区防災計画の計画内容として、避難行動要支援者の避難支援に係る内容を検討し、盛り込んでいる例がみられます。

○南郷高坂町(高坂2・3・4区)(福島県いわき市)

地区内の自治会・自主防災組織、民生児童委員、婦人会、社会福祉協議会、消防団、小中学校、さらに、地区内で平常時から見守り活動を行っている組織が連携して、役割分担を決め、要支援者の支援体制を整理しています。

地区内で平常時から見守りを行っている組織と連携した要支援者支援体制

(2) 取り組みの体制

○内郷高坂町地区の防災の取り組みを日頃から支えている組織・体制(まちなつながり)としては、自主防災組織を中心に、自治会、ふくろう見守り隊等があり、連携して防災活動を行います。

○今後訓練等を通じて、役割分担を決めていきます。

○地区代表者や関係機関等の連絡先は参考資料のとおりです。

■取り組みの体制

■防災に係る関係機関等連絡先一覧

項目	地域の状況	
	役員・代表者	電話番号
1 防災組織等の企画・調整連絡	高坂2区会長	TEL
	高坂3区会長	TEL
	高坂4区会長	TEL
	高坂住吉ふくろうみまもり隊 隊長	TEL
2 避難行動	体制・施設名	担当・管理者等
	連絡先	
(1) 避難場所(市指定)	市立高坂小学校	TEL
	市立内郷第一中学校	TEL
(2) 避難所運営対応	高坂2・3・4区	
	高坂住吉ふくろうみまもり隊	
(3) 要支援者の避難行動支援	災害時の体制について高坂2・3・4区において定める。日常的な見守り等については、高坂住吉ふくろうみまもり隊が実施する。	
(4) その他避難所	住吉神社社務所	TEL
		TEL
3 関係機関等(緊急時)	連絡先	電話番号
	市役所	TEL 夜間
	内郷支所	TEL 夜間
	内郷消防署	TEL
	消防団(第5支団第2分団)	TEL

(南郷高坂町(高坂2・3・4区) 高坂住吉ふくろうみまもり隊「南郷高坂町地区防災計画」(平成29年2月)より)

○長戸地区（茨城県龍ヶ崎市）（※現在は計画素案を作成した段階）

要配慮者について、各自治会での登録者数を把握し、自主防災会、民生委員、要支援者の支援者、消防団等が連携した安否確認、避難誘導について体制を整えています。

5. 住民自治組織及び要配慮者等の状況（平成30年6月1日現在）

地区名	世帯数（住民数）	要配慮者登録者数	自主防災組織名
半田地区	183（442）	6	半田自主防災会
薄倉地区	76（206）	0	薄倉自主防災会
大塚地区	73（202）	2	大塚自主防災会
板橋地区	99（314）	1	板橋自主防災会
塗高地区	124（355）	9（塗高・下塗戸）	塗高自主防災会
下塗戸地区	51（133）		下塗戸自主防災会
長峰地区	124（301）	4	長峰自主防災会
合計	736（1953）	22	

（5）要配慮者の安否確認

自主防災会、民生委員、要支援者の支援者等と連携し要配慮者の安否確認を行い市災害対策本部へ報告する。

（6）要配慮者の避難誘導

消防団、自主防災組織及び支援者が協力し避難誘導を実施する。又、必要に応じて福祉避難所へ搬送する。

（長戸コミュニティ協議会「長戸地区防災計画」（平成30年7月）より）

問7 地区防災計画と自主防災組織の防災計画（設立や活動の規約等を含む）との関係を、どう整理したらよいでしょうか。

（回答）

- 自主防災組織の防災計画は、自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、災害（風水害、地震、火災等をいう。）による、人的、物的損害の発生及びその拡大を防止することを目的に定めるもので、自主防災組織の体制（班分け）や班ごとの活動内容等を記載したものが多くみられます。地区防災計画は、計画事項を自由に定められる計画ですので、自主防災計画に定められた内容を地区防災計画に含むことに問題はありません。自主防災計画とほぼ同じような内容の地区防災計画の事例も散見されます。
 - 大切なことは、
 - ・ 地区で発生し得る災害リスクを、ハザードマップや過去の災害事例等から整理し、地区住民等が改めて地区での災害の危険を具体的に理解すること
 - ・ 地区での防災情報の連絡、声掛けなど助け合いの避難方法、避難所運営、避難生活での支え合いの内容などを具体的にすること
 - ・ 自主防災組織という組織の活動計画を超えて、地区の住民のみならず、学校や福祉関係者等地域の多様な主体と連携すること
 - ・ 地区での共助の取組（地区防災計画素案）を市町村地域防災計画に定めて市町村の公助の取組と連携させること
- であり、地区防災計画素案の作成主体はこれらを心がけるとよいと思います。

問8 当該地区では、すでに昔から防災活動の取組が行われており、今更、地区防災計画に取り組む考えがありません。どうすればよいでしょうか。

(回答)

○地区防災計画の制度は、平成26年4月より施行されましたが、当然その前より、地区における防災活動は行なわれていたと思います。問7も参考にしながら、そのような地区におかれては、あらためて地区防災計画で定めるとよい事項について、

- ・災害が頻発化、激甚化している現在に合ったものであるか
- ・地区のみんなが災害のリスクを認識し、応急対策時に適切な行動を取ることができるようになっているか

などを見直すきっかけとしていただくことが重要です。国分寺市本多地区のように、既存の防災計画を見直す中で地区防災計画の素案を作成した事例もあります。既存の地域防災活動で行っていることを計画として整理することができれば、様々な活動に計画的に取り組むことが可能になります。

事例 過去に作成した防災計画を見直し、地区防災計画素案として作成

外部の有識者の助言により災害リスクを再認識したことで、過去に作成した防災計画を見直し、改めて地区防災計画素案として作成した地区もあります。



火災延焼シミュレーションによる災害リスクの再認識 本多連合町会 (東京都国分寺市)

Column



再検討された防災マップ

- 1985年に地区独自の「地区防災計画」を作成し、平成27年には内閣府モデル地区として選定された。
- まちあるきを行った際に、「連合町会の皆さんは「延焼運命共同体」です。東西に走る道が少ないため、火災などの災害が起きると動けませんよ」と東京大学加藤教授からアドバイスを受けた。
- 加藤教授の支援により、火災延焼シミュレーションを確認し、住民同士でリスクを共有し、火災対策を盛り込んだ地区防災計画の見直しを行った。

【平成27年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：東京大学 加藤教授

地区防災計画に類似した取組とは？

- ✓ 名古屋市では、防災カルテづくりに取り組んでいます。担当職員が地区住民と共に社会特性や災害特性を確認し、防災活動や計画づくりの状況を整理する取組です。
- ✓ 住民が主体的に災害リスクを理解し、地域特性に応じた課題を踏まえて対策を検討し、合意された地区のルールや決まりごと等は、地区防災計画として提案し、地域防災計画に位置付けることで、地区内外で共有され、行政との連携・調整や他地区との連携も促進されることが期待されます。
- ✓ せっかく皆さんでがんばった取組、もう一歩進めて、地区防災計画にしてみませんか？

【STEP1】地域特性の把握

1-1 地理的特性、社会的特性

1-1-1 地理的、地形的状況

面積 (km ²) (ha)	0.751	(km ²)	75.1	(ha)
河川、海、池等	特になし (今池中学校付近は、かつて池があった)			
山、がけ地等	特になし			
その他	東部丘陵の麓、熱田台地上に位置する			

1-1-2 都市的状況

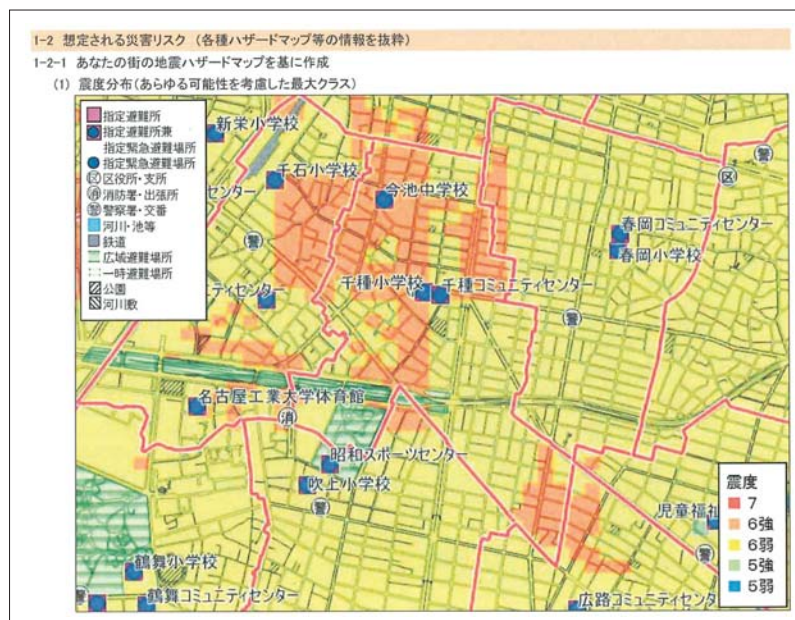
主な未通住宅密集地域	なし (名古屋市都市計画マスタープラン)
町並み保存地区	なし (名古屋市町並み保存要綱)
その他	

1-1-3 人的状況 (原則、「平成30年度学区別生活環境指標」の値を採用)

	当学区		名古屋市
	(人)	(比率%)	(比率%)
常住人口(人)	8,796		
15歳未満	660	7.5%	12.5%
65歳以上	2,296	26.1%	24.2%
70歳以上※1	1,612		
要配慮者※2	1,157		
外国人	361	4.1%	2.4%
昼間人口(人)※3	9,515		
世帯数(世帯)	5,433		
町内会推計加入率	48.4%		
その他			

※1 70歳以上は、平成31年4月1日現在の公簿人口の値
 ※2 要配慮者数は、平成30年12月31日現在の高齢者・障害者等、災害時に特に配慮を要する方の数
 ※3 昼間人口は、平成17年の国勢調査等の調査結果から算出した推計値

地理的特性、社会的特性



あなたのまちの震度分布図

(名古屋市「名古屋市地区防災カルテ 千種区千種学区」(令和元年9月)より)

3

計画素案の作成主体

地区防災計画は、地域で助け合い、支え合いながら、災害からみんなが助かるための共助の計画です。計画素案の作成主体（支援し合う組織）には、自主防災組織、自治会などの従来から隣近所の防災に取り組んでいる組織や、マンション管理組合、事業者による組織、地域づくりのための地域運営組織など、組織の構成員が支援し合える様々な主体が、なることができます。

一律に作成主体を決める必要はなく、地域の規模や特性を踏まえて、作りやすい単位でよいと考えます。例えば、大都市部、地方都市部、山間部など地域の特性によって、共助の内容は異なると思います。内容に応じて適切な組織が作成主体になるのがよいと考えられます。例えば、

○大都市部では、

- － 大地震時でも耐震性能の高いマンションは安全であり、混雑する避難所に移って避難生活をするのではなく、マンションで生活し続けることが望ましい場合があります。そのような場合の共助の活動を、マンション管理組合が地区防災計画素案として作成することが考えられます。これにより、市町村は、マンションでの共助による避難生活を把握でき、それを踏まえた公助の計画を立てることができます。
- － 大災害時には、多くの帰宅困難者が発生することが考えられます。地区の商工業者等が、市区と協力して帰宅困難者を支援する取組を地区防災計画に定め、当該地区の秩序の維持を図ることが考えられます。

○地方都市部では、

- － 地域活性化に向けて地元の官民の多様な主体が地域運営組織をつくっている場合、地域の防災活動を地域運営としてのコミュニティ活動の一部と捉え、地域運営組織が地区防災計画素案を作成することが考えられます。
- － 観光地では、観光客の命を災害から守ることも重要です。地域で観光客を守る体制を構築できているかどうかは、観光地の信頼にも影響を及ぼすと考えられます。観光地では、地区の住民等のほか、宿泊事業者等も共助の活動主体となり、関係者が協力して、住民等と観光客の命を守る活動内容を地区防災計画素案として作成することが考えられます。
- － 地域に工場などの事業所がある場合、事業所が避難場所を提供し、事業所の従業員とともに住民等の避難を支援できることがあります。事業所にとっては地域住民等との顔の見える信頼関係づくりにも役立ちます。地域の事業所などを防災のための地域資源としても捉え直し、住民等と事業所が共同で、双方に役立つ内容の地区防災計画素案を作成することが考えられます。

○山間部では、

人口減少、少子高齢化が進む中、平常時からの地域生活の維持が大きな課題となっています。ひとたび災害により地域の生活基盤が被災すると、人口の流失により地域の再建すら困難になるおそれも考えられます。このため、平常時からの地域生活の維持を担う地域運営組織（小さな拠点）が、被災しても持続可能な地域とするよう、共助について地区防災計画素案を作成することが考えられます。

計画素案の作成主体に応じて、地区防災計画の地区の範囲が決まってくると思います。近年の人口減少、少子高齢化を踏まえ、共助の担い手を確保し、活動の実効性を確保するためには、小学校区や中学校区など一定程度の人口のある範囲で地区防災計画を定めることも検討するとよいと思われます。

計画内容に応じて、素案の作成主体の範囲を決めることもあるかと思われます。特に、避難所運営について計画素案を作成する場合には、学校体育館が避難所になることが多いことから、小中学校区（連合自治会）単位での地区防災計画の作成が有効と思われます。PTAなどが計画作成に加わることにより、若い世代の参加にもつながっている事例もみられます。

事例 校区単位での取組

全国様々な地域において、小学校区や中学校区を範囲として、学校と地域が連携した地区防災計画の取組が進められています。

○秋津校区（熊本県熊本市東区）

熊本市では、小学校区単位で、地域（校区自治協議会等）、地域在住の市職員、学校施設管理者（学校長または代表者）から成る「校区防災連絡会」を設立し、避難所運営委員会を組織して避難所開設・運営マニュアルの検討等を進めています。

熊本地震の震源地に近く甚大な被害をうけた秋津校区では、平成30年4月に「秋津校区防災連絡会」を設置し、地域、学校、市職員等が話し合いを重ね「避難所運営マニュアル」を作成し、平成31年4月には1,000人規模の訓練を実施しました。これも踏まえ、令和元年度内閣府地区防災計画策定支援対象地区として、校区防災連絡会を中心に地域と学校、行政が協力した地区防災計画素案の作成を進めています。



避難訓練時の秋津小学校



地域、市、学校関係者による地区防災計画の作成作業（ワークショップ）

平時から…

校区防災連絡会

結成率 **54.2%**
(2018年7月31日現在)

「避難所運営委員会」を組織し、地域の特性を生かした「避難所運営マニュアル」を作成



地域 (校区自治協等)



地域在住の市職員



施設管理者
(学校長または代表者)

平時から組織することで、日ごろから「顔の見える関係づくり」を目指します

発災時には…



公園・広場など



在宅避難者



屋外(車中)避難者



地域公民館など

避難所運営委員会

情報収集
物資配分



小学校や公民館など市指定避難所

あらかじめ組織された避難所運営委員会が
迅速に避難所を開設・運営



地域 (校区自治協等)



地域在住の市職員



施設管理者
(学校長または代表者)

連携



区対策部



熊本市災害対策本部

(熊本市「熊本地震を踏まえた防災まちづくり」より)

事例 マンションやオフィスビルでの取組

マンションやオフィスビルでも、管理者と入居者やテナント企業等が連携した地区防災計画づくりの取組がみられます。



トキアス管理組合 東京都荒川区



上空からみたマンション

- 隅田川沿いに位置するマンションの管理組合。
- 東京都の防災拠点として整備された地域だが、周辺住民や帰宅困難者の受け入れ等に課題認識があり、管理組合と住民がともに検討を進めた。
- 将来的には周辺マンションとの連携を進め、町会全体に活動を広げたいと考えている。

Column

【平成 27 年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：跡見学園女子大学 鍵屋教授



時計台ビル 北海道札幌市



テナント企業等が参加したワークショップの様子

- 商業ビルとして全国初の計画策定の取組。
- ビルの所有者、管理会社、テナント企業等が連携し、平常時と災害時の役割分担や協力方法を検討した。
- 入居している保育園の子ども達が安心できる防災活動に取り組んでいる。
- 「昼間は時計台ビルの地区防災計画で人命を守り、夜間は居住地域の地区防災計画で人命を守る、車輪の関係」と作成者の言。

Column

事例 地域運営組織による取組

地域運営組織とは、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織です。地域運営組織が作成主体として地区防災計画に取り組んでいる事例を紹介します。



二番丁地区コミュニティ協議会 香川県高松市

Column



作成した地域コミュニティ
継続計画ハンドブック

- 二番丁地区コミュニティ協議会は、市と共同で防災対策を含むまちづくりに取り組んでおり、連合自治会、社会福祉協議会、女性防火クラブ、地区内の小学校、民生委員児童委員協議会、日赤奉仕団、消防団等様々な団体が参加している。
- 高松市の防災マップと二番丁コミュニティ独自の情報を融合した地域コミュニティ継続計画ハンドブックを作成し、高松市と連携し避難所の運営の手引きも作成した。
- 防災訓練では、盲学校や医療大学校、小学校、大学などの教育機関や、福祉、スポーツ団体など地区の全ての組織が参加しお互いの強みを活かした活動を実施した。

【平成26年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：香川大学 磯打特命准教授

問9 避難に関する活動は自治会や町内会単位で行っており、避難所運営は校区（概ね連合自治会）単位で行っています。地区防災計画素案の作成主体をどうすればよいでしょうか。

（回答）

- ①避難に関する活動についての地区防災計画素案は自治会等が作成し、避難所運営についての地区防災計画素案は連合自治会が定めるなど、別々の計画とする方法、②連合自治会が定める地区防災計画素案の中で、各自治会が行なう避難に関する活動を定める方法、があると思われます。住民等の避難に関する計画素案を速やかに作成することが求められる状況では、まずは①により進めることを考えてよいと思われます。

問10 連合自治会が地区防災計画素案を策定するときに気をつけるべきポイントはありますか。

（回答）

- 連合自治会等が作成した地区防災計画素案には、連合自治会に所属する自治会の活動をそれぞれ併記した、いわゆる縦割りの計画も見られるところです。各自治会の活動を書くことももちろん重要ですが、連合自治会の強みを活かし、各自治会がいかに連携・補完しながら、一体としてどのように活動を行っていくかまで計画に定めることができればなお良いと思います。災害は自治会のエリアといったきわめて限定された範囲で発生することはほとんどなく、自治会の範囲を超えて発生します。

問11 地区に戸建住宅と大規模マンションが混在する場合、地区防災計画を分けて定めることは可能でしょうか。

（回答）

- 共助の活動内容が異なるのであれば、別々に定めることもあり得ると思われます。ただし、それぞれの建物の居住者同士で協力できることについては、よく連携・調整して計画素案を作成することが重要と思われます。（例えば、低地に立地する戸建住宅の居住者が、洪水時には一時的に高層マンションの共用部分を緊急避難場所として利用できるよう連携・調整を行う等）

問12 地区防災計画のある地区内に立地するマンションについて、別途マンション管理組合が地区防災計画素案を作成することは可能でしょうか。

（回答）

- 共助の活動内容にマンション居住者独自のものがあるような場合は、別途マンション管理組合が地区防災計画の素案を作成することもあると考えられます。ただし、当該地区の地区防災計画の内容と整合を図ることが重要です。

問13 小学校区単位で地区防災計画を定めていたところ、
小学校の統廃合により校区の範囲が変わったがどうすればよいでしょうか。

(回答)

- 小学校の統廃合は、学童、ひいては住民の分布を踏まえてなされます。地区防災計画の範囲は、適切な共助の活動を行うことができる単位とすればよく、統廃合前の校区を単位として地区防災計画を定めてもよいし、改めて校区の範囲で地区防災計画を定めてもよいと思われます。いずれにせよ、地区の住民で適切な共助の単位は何かを話し合ってもらうことが重要です。

問14 隣接地区の地区防災計画が定められないと、
地区防災計画素案を作成する意味がないのではないのでしょうか。

(回答)

- 隣接地区の計画がなくても、まず当該地区内で、どう共助の活動を行うかを計画することが重要です。隣接地区が計画素案を作成する段階になったときに、必要に応じ、調整・修正をしていけばよいものと思われます。

問15 自主防災組織の会長が単年度で交代し、地区防災計画素案の作成に向け、
継続性を確保できません。どうすればよいのでしょうか。

(回答)

- 自主防災組織の役員の任期に関わらず、地区防災計画素案の作成を継続できるよう、自主防災組織の中に、地区防災計画に関する常任の委員会等を設置し、継続性を確保すること等が考えられます。

4

幅広い地域住民等の 前向きな参画

地区防災計画については、地区住民等のみんなが防災を自分事と認識し、計画素案作成に全員が参加していただけることが望ましいです。しかし実際は、地区の防災リーダーを中心とした一部の住民等が計画素案を作成し、地区の住民等にお知らせするのが多くの場合ではないかと思われます。

そうだとすると、住民等の全員が、地区防災計画素案の内容を読んで、地元の災害のリスクを認識し、いざ災害が近づいたときは、自分、家族、地域みんなを守るため、各自がどういう行動をとればよいかを理解いただければ、「命を守る」という地区防災計画の最大の目的は達せられるのではないかと考えられます。

地区防災計画について、計画素案の作成や訓練等の実践に参画していただく、あるいは、最低限、作成された地区防災計画素案の内容を理解していただくためには、住民のお住いの地域でも災害のリスクがあり、準備をしておかないと取り返しのつかない被害が生じ得るといった危機意識を持っていただくことが重要です。

そのためには、

- PTA活動、町内行事、地域の祭など様々な機会に、あるいは乳幼児世帯向け防災講習会などターゲットを絞った学習の場を設け、幅広い世代の住民等が地域の災害リスクと防災に触れるきっかけをつくる
- 外部から防災に関する有識者（大学関係者など）を招く等の非日常的な地域イベントを開催し、防災に関心をもつ機会をつくる

などを通じて、地域の防災について考えていただく機会を継続的につくっていくことが大切です。

防災については、これぞという一足飛びの啓発手段はなく、地道な活動をコツコツと積み上げることが結局は王道ではないでしょうか。間口を広くとり、まちづくりイベント、環境イベント、子どもイベントなど、様々な機会に防災を考えてもらうよう、防災「だけ」ではない、防災「も」のアプローチを取り入れてみてはいかがでしょうか。

事例 住民を巻き込むための様々な試み

地区の特性を活かし幅広い主体を巻き込むことで、防災の取組はまちづくりにもつながります。住民を巻き込むための様々な試みを紹介します。

(1) 防災イベントの実施

○高木町（東京都国分寺市）

高木町では、「防災ファミリー広場」と題して、防災の各種訓練ばかりでなく、昔あそびやクイズを取り入れて、子どもから高齢者まで参加できるイベントを実施し、多くの地域住民の参加を得ています。

「防災ファミリーひろば」の実施項目

防 災 訓 練	炊き出し訓練	昔あそび
①大声訓練・通報訓練 ②初期消火訓練 ③応急救護訓練 ・AED・三角巾 ④けむり体験 ⑤防災資機材体験 ・リヤカー組み立て ・ジャッキの扱い方 ⑥緊急カード作成	とん汁 300 食 	①輪投げ ②お手玉、あやとり ③けん玉 ④バルーンアート ⑤マシュマロ焼き ⑥綿あめ ⑦ポップコーン ⑧グランドゴルフ ⑨パターゴルフ ⑩パン食い競走 ⑪防災クイズ大会

(高木町自治会「地区防災計画書」(平成28年2月)より)



地域協働イベントと連携した幅広い主体の巻き込み

ウトロ地区(北海道斜里町)

Column



ワークショップの様子

- 人口1,200人程度と小規模な地区で、冬季には孤立しやすいこと、世界遺産知床観光の拠点として観光まちづくりに取り組んできたこと等から、地域コミュニティのまとまりがあった。
- 地域協働イベントであるガードレールの雪かき(及び温かい豚汁の提供)と津波避難訓練・振り返りワークショップを合わせた企画により、住民や観光客、事業者、関係機関等が200人以上集まり、地区防災計画について意見交換を行った。

【平成30年度地区防災計画支援対象地区】アドバイザー：跡見学園女子大学 鍵屋教授

(2) 外部の粘り強い働きかけをきっかけとした防災意識の向上



大規模マンション分譲直後からの防災活動の始動

武蔵浦和SKY&GARDEN (埼玉県さいたま市)

Column



安否確認・緊急対応訓練の様子

- 大規模マンション分譲直後、防災を重視するデベロッパーと民間コンサルタントが管理組合に共助の防災計画づくりを提案したところ、分譲当初は他の案件も多いことから積極的な意見が少ない中、防災委員会の設置の了解を得た。いざ活動が始まると、委員自ら積極的に議論を積み上げ、計画を作り上げることの意義を見出し、独自の防災計画を策定した。
- その後の防災訓練では、家族連れが参加しやすい防災クイズや炊き出し、消防車の展示などの交流要素を盛り込むことにより、防災意識の啓発と参加者確保の工夫を続けている。

(3) 取組の「場」の工夫や提供



高齢者や障がい者、子育て世帯も参加できるワークショップ

川辺地区 (岡山県倉敷市)

Column



ワークショップの様子

- 川辺地区の住民参加ワークショップでは、復興まちづくり活動の支援を行うNPOの提案で託児所が設置され、子育て中の住民が多数参加した。
- 福祉事業者に参加を呼びかけてサービス利用者である高齢者、障がい者などにも一緒に参加してもらい、同じ属性のグループで活発な意見交換を行うことができた。

【令和元年度地区防災計画支援対象地区】アドバイザー：香川大学 磯打特命准教授



「いちはら防災100人会議」を通じた機運の醸成

千葉県市原市

Column

- 市原市では、地区の団体から選出された委員と無作為抽出で集められた住民計123人の委員で構成された「いちはら防災100人会議」を設置し、6回のワークショップを通じて地区防災計画の機運醸成に取り組んだ。
- 会議では、『地域防災力を高めるために(自助・共助の強化)』をメインテーマに、災害時のリスクや対策について検討し、「自助」「避難」「避難生活」「事前復興」に関する10の優先事項をまとめた。
- いちはら防災100人会議での意見を踏まえ、市は「地区防災計画の手引き」をまとめた。



第2回いちはら防災100人会議の様子

事例 地域における参加呼びかけの考え方

地区防災計画の素案作成にあたり、地区の防災リーダーとなる参加者（役職や人数等）の確保が重要であり、マニュアル等で呼びかけの対象に関する考え方を示している自治体もあります。

○岡崎市（愛知県）

岡崎市では、地区防災計画の素案作成の作業を中心となって行う地域のリーダー役を誰に呼びかけるか、市のモデル地区支援事業から得られた知見を、市の「地区防災計画策定マニュアル」の中で整理しています。

<モデル地区からのヒント>

いずれのモデル地区でも、総代や三役評議委員会といった地域役員の方々と一緒に会議への参加呼びかけ、及び対象の検討をしました。

【松本町】

「松本町ケア会議」という会議体が既に存在していました。これは、主に独居老人など高齢者が安心して暮らせるまちづくりを実現するための会議体で、総代や老人会会長、民生委員、地域包括支援センター、住民ボランティアらによって組織されています。災害時に対処すべき課題のひとつに、こうした高齢者対応が想定されることから、この「松本町ケア会議」メンバーに、副総代（2名）と防災委員会委員長（1名）を加えたメンバーで話し合いを進めることになりました。

【中之郷町】

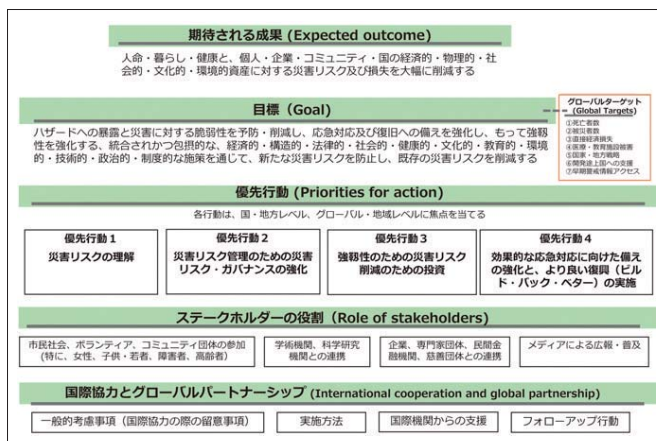
町の防災訓練の際に、事前説明を行いました。メンバーは総代1名、副総代2名、評議員2名、消防関連2名の他、婦人自主防災クラブ、女性部、交通指導員、青年団、民生委員、老人クラブ他で話し合いが行われました。

（岡崎市「地区防災計画策定マニュアル」（平成31年3月修正）より）

ワンポイントアドバイス

地区防災計画アドバイザーによる

ジェンダー多様性の視点を取り入れる



仙台防災枠組 2015-2030 の構成

- ✓ 第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組」でも確認されたように、女性や若者、障がい者などが防災計画の策定のプロセスに参加し、リーダーシップを発揮できる機会を作ることが重要です。なぜなら、災害から受ける影響は人によって異なり、災害対応で求められる力も多様だからです。

浅野 幸子・減災と男女共同参画研修推進センター 共同代表

5

地域における様々な分野の 関係者や支援者との連携

災害時に地域で支援し合って『命を守り、命をつなぐ』には、

- 地域防災力の中核として欠くことのできない消防団
- 支援が必要な方々（災害時要支援者）について、普段の活動を通じ必要な支援の内容を理解している民生委員、地域の福祉ボランティア、社会福祉協議会、福祉事業者、医療機関
- 児童、生徒の安全の確保や次世代の防災教育を担うとともに、地域の避難所になること等もある学校
- 地域の災害リスクや防災活動について計画作成主体に助言できる大学等の学識経験者や防災士
- 災害時に支援活動を行う NPO やボランティア
- 避難時の支援提供等も期待される民間企業

等の関係者や支援者に、地区防災計画の素案作成に参加いただき、連携した活動を計画内容としていくことが重要です。平常時から連携をし、顔の見える関係を築いておくことが、応急対策時や復旧・復興（生活再建）時などの際に、幅広い分野の協力活動を行う上で肝心です。様々な分野の関係者が持つ力を持ち寄り、共助の活動を充実させましょう。

計画素案作成のアドバイザーとなる外部からの支援者は、災害のリスク、災害警戒時や応急対策時等にとるべき共助の行動などの情報について、地区の住民等が気付き、納得できるよう、丁寧に説明するとともに、住民等の主体的な計画づくりの姿勢を引き出すようなアドバイスをを行い、側面から支援していこうとする姿勢を持つことが重要と考えられます。

そのほか、地区を超えた連携の可能性もあります。共通の災害リスクのみならず、異なる災害のリスクにさらされる地区間で補い合うような事例もみられます。

事例 地域の特性に応じた取組主体の連携

町内会等の既存の自治組織単位ではなく、地区の特性に応じて取組主体が連携した地区には、以下のようない事例がみられます。

(1) 県境を越えた地区間の連携



三木地区及び吉崎地区

三木地区(石川県加賀市)、吉崎地区(福井県あわら市)

Column



県境を越えた防災マップ

- 三木地区と吉崎地区は県境を挟み隣接する地域。
- 両地区の住民が合同避難訓練等を通じて、地域の現状や課題を共有し、共同で県境を越えた津波による防災ハザードマップの作成に取り組んだ。

【平成26・27年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：兵庫県立大学 澤田准教授

(2) 企業と周辺地区の連携



大塚製薬工場と周辺自主防災会

徳島県鳴門市

Column



津波避難訓練の様子

- 地元大手企業と昭和南海地震での津波を経験した周辺地区(3自治会)の連携による取組。
- ワークショップや津波避難訓練を合同で実施して、災害時の避難行動や役割分担を検討し、「アクションカード」を用いて各地区の取組を共通化した。

【平成27年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：新建新聞社 中澤氏

(3) 地域と観光事業者の連携



世界遺産知床の観光事業者との連携

ウトロ地区 (北海道斜里町)

Column



ワークショップの様子

- 世界遺産知床観光の拠点として観光まちづくりに取り組んできたウトロ地区では、自治会長の呼びかけに応じ、地域団体（福祉、NPO、学校）や環境団体、観光事業者、防災関係機関、行政機関等が、地区防災計画素案の作成に向けた勉強会やワークショップでの議論に積極的に参画し、計画の作成に取り組んだ。

【平成30年度地区防災計画支援対象地区】アドバイザー：跡見学園女子大学 鍵屋教授



観光防災まちづくりの取組からの計画づくり

土肥地区 (静岡県伊豆市)

Column

- 伊豆半島でも有数の温泉地である土肥地区では、地域住民、観光業関係者、防災関係の有識者、国、県、市が一体となって『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画』を策定し、人口減少や少子高齢化、観光業をはじめとする産業の維持や地域の暮らしについて取組を進めている。
- この取組の中で、津波を想定した対策について地区内の小地区や旅館組合など主体ごとに話し合いを進め、地区防災計画素案の作成を進めている。

土肥温泉旅館協同組合 地区防災計画(地震・津波)		いざという日のために備えておく普段の取組み			
項目	取組み	目標	備考		
地区住民	<input type="checkbox"/> 地震・津波による被害状況の理解に資する情報発信	全施設所有者 (19人)			
	<input type="checkbox"/> 避難時間計画の推進	全施設所有者 (19人)			
	<input type="checkbox"/> 海のまち安全確保エリア、海のまち安全創出エリアの理解に資する情報発信	全施設所有者 (19人)			
	<input type="checkbox"/> 無線通信機器運用の手引き作成	平成30年度中		チャンネル操作・報告方法、時間外の代行の方法を整理し、手引き記載内容の習得	
	<input type="checkbox"/> 無線通信機器運用訓練の企画・実施	年 3 回			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導訓練の企画・実施	年 3 回			
	<input type="checkbox"/> 安心・安全への取組みに関する情報発信	年 2 回			
	<input type="checkbox"/> 防災資源を組み合わせるツアーの検討	平成31年度			
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				
事業者	<input type="checkbox"/> 設備等の認定するための情報提供	全施設数 (19施設)			
	<input type="checkbox"/> 津波避難が可能な施設の把握	全施設数 (19施設)			
	<input type="checkbox"/> 観光客のための避難誘導計画作成の推進	全施設数 (19施設)			
	<input type="checkbox"/> 津波避難誘導に係る研修実施状況の把握	全施設数 (19施設)			
	<input type="checkbox"/> 従業員の対応マニュアルの整備の推進	全施設数 (19施設)			
	<input type="checkbox"/> 避難路・避難場所の点検・管理	年 3 回			
	<input type="checkbox"/> 避難所や防災倉庫の点検・管理	年 3 回			
	<input type="checkbox"/> 津波避難に関する情報掲載の検討	年 6 回			
	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>				

旅館組合の計画の一部

【平成30年度地区防災計画支援対象地区】アドバイザー：東京大学 加藤教授

(4) 学校と周辺地区の連携



茅野町地区と大阪府立吹田支援学校 大阪府吹田市

Column



アクションプランのアイデア案

- 県立特別支援学校と自治会や企業、福祉事業者等の多様な主体の平常時の連携によるコミュニティづくりの取組。
- 豪雨災害時の避難行動の課題や受入施設側の課題について共通理解を深め、「グッドコミュニティ」づくりのためのアクションプランを検討した。

【平成28年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：跡見学園女子大学 鍵屋教授

(5) 地区間の連携



異なるハザードを組み合わせた避難訓練 美浜区・謝莉区(沖縄県北谷町)

Column

- 美浜区は津波リスクがある海沿いの地区で、移住者、観光客等が多く、防災への組織的取組が難しい状況だった。
- 隣接する謝莉区は山沿いの地区であるが、土砂災害警戒区域であることが住民にあまり認識されていなかった。津波襲来の際は、美浜区の住民等が標高の高い謝莉区に避難することを整理する中で、両地区の住民等の防災意識を高めていった。
- ワークショップを開催し、互いの異なる災害リスクを共有するとともに、合同で美浜区から標高の高い謝莉区へ避難経路・誘導訓練を実施するとともに、謝莉区の住民等も土砂委災害からの避難方法を確認できることとなった。



美浜区と謝莉区の集合写真

【令和元年度地区防災計画支援対象地区】アドバイザー：跡見学園女子大学 鍵屋教授

事例 計画作成主体とその他主体との連携

計画素案の作成主体が、地区内外において様々な主体と連携して災害時の活動や平常時の取組みを進めている例がみられます。

○富士駅南地区（静岡県富士市）

地区防災計画素案の作成主体である富士駅南地区まちづくり協議会が、地域運営組織でもあることから、地区の防災に関係する様々な団体が連携して行う防災活動を総合した計画内容となっています。

2. 地区を支える団体の活動

災害時には、自主防災会だけでなく地区が一丸となって対応する必要がある。

駅南地区には、36の団体があるが、特に防災に関係の深い団体の活動を紹介する。

平常時から連携を取り合って顔の見える関係をより深めていく。

【団体名】	【平常時の主な活動】	【平常時の防災活動】	【活動場所】 避難所/区域	【災害時にできる活動】
6 生涯学習(青少年育成)	2 街頭パトロール	パトロール時に、公園・神社・駅など公共施設(場所)の点検	○	・施設管理班を担当し、間仕切り・トイレなどの設置指導 ・避難所内の危険個所の確認
7 福祉推進会	・身近に住む誰もが安心して暮らせるための住民福祉活動 ・区民と共に声掛け、見守りの実施	・各区作成の支えあいマップにより災害時に繋がる安否確認の実施	○ ○	・高齢者、障害者など要介護者への支援 ・避難所開設時、被災者管理班を担当
8 富士第二小PTA	学校との連携による児童の安全管理	・通学路の交通指導 ・通学路の危険個所の洗い出し ・行政への改善提案 ・PTA行事を通じた通学路指導(ウォークラリー)	○	・児童の安全確認 ・子供の生活指導
9 富士南中PTA	・学校との連携による生徒の安全管理 ・学校行事への協力支援	・学校防災訓練への協力参加 ・通学路の危険個所の確認	○ ○	・生徒の避難所運営協力への指導 ・生徒による被災者への生活支援補助
10 子ども会世話人会	・行事を通じ子供の集団活動の指導	・小学校、PTAと連携し地区の危険個所の洗い出し ・登下校時の交通指導	○ ○	・子供を集めて面倒を見る(生活指導) (子供支援隊)
11 健康推進員	8 健康づくりの輪を広げる	軽傷者の応急手当方法等の啓発	○ ○	・軽傷者の応急手当 ・負傷者のトリアージ及び救護所搬送手配
12 コミュニティ推進会	・駅南各種団体の連携づくり	・文化祭その他イベントを通じ防災啓発	○	・避難所運営に協力
13 民生児童委員	要支援者を対象に見守り活動	要支援者保護、行政との調整	○ ○	要支援者保護、行政との調整
14 青少年指導員	街頭パトロール	パトロール時に、公園・神社・駅など公共施設(場所)の点検		-----
15 地域安全推進員	・子供達の登下校時の見守り パトロール ・防犯の啓発活動	危険個所の洗い出し	○ ○	・避難所での防犯活動 ・避難で空家住宅の見回りパトロールと安全確認
16 交通安全協会 駅南分会	32 交通安全街頭指導 交通安全広報活動	・富士駅南地区各種団体の行事時の交通指導、パトロール	○ ○	・被災者の交通指導 ・避難所及び駅南地区の防犯パトロール
17 消防16分団	・消火活動 ・防火啓発活動 ・冬季の防火パトロール	・消火活動 ・防火啓発 ・冬季の防火パトロール	○ ○	・消火及び負傷者の救出 ・災害の復旧 ・(訓練時:避難所施設管理)
18 富士第二小学校 (職員)	・児童の安全確保、管理	・定期的な避難訓練の実施 ・防災教育の推進 ・通学路の危険個所等の確認	○ 学 校	・児童の安全確保 ・被災状況の把握 ・保護者への安全な引き渡し ・PTAとの連携 ・避難所設営のための初期対応支援(地域との連携)
19 富士南中学校 (教職員)	57 生徒の安全管理	・定期的な避難誘導訓練 ・救命教習講習会の実施 ・全校防災体験学習の企画運営 ・日常的な防災教育 ・危険個所の確認	○	・生徒の安全確保 ・引き渡し場所への避難誘導 ・被災状況の調査・報告
20-1 ふたば幼稚園	・幼児教育、乳児保育 ・子育て支援活動	・防災訓練 ・防災教育	○	・園児及びその家族の安否確認 ・園内及び周辺の安全確認
20-2 南幼稚園	・園児の教育活動	・避難訓練 集団登降園時の交通指導	○ 園 内	・園児の安全確認 ・市からの情報収集 ・園時の一時預かり
20-3 南保育園	・園児の保育 (園児132人 ・職員28人)	・毎月の避難訓練 (地震、火災、不審者) ・非常用品の点検	○ 園 内	・園児の安全確認 ・保護者への引き渡し ・園の被災状況の報告 ・残留園児の保育(耐震診断で安全確認後は園舎内)
21 駅南交番	・交番管内の治安維持活動 ・事件、事故の届出受理 ・落し物等の受理	・危険個所の発見、警戒活動 ・防災訓練への参加	○ 区 域	・被災状況の確認 ・被災者救出活動 ・住民の安否確認 ・諸願届出の受理等
22 加島の郷	特養、その他介護サービスの提供	・毎月1回防災訓練の実施 ・防災委員会の設置	施 設	要介護者の受入

(富士駅南地区まちづくり協議会 防災部会「富士駅南地区防災計画」(平成27年7月11日)より)

○小川地区(岩手県岩泉町)

行政や公的機関、企業等との連携について、平常時と災害時に加え復旧時の活動内容も計画しています。

地域の行政・公的機関及び企業等との連携による主な活動内容

連携団体		地域の行政・公的機関及び企業等との連携による主な活動内容		
		平常時	災害時	復旧時(発災後1W)
役 場	小 川 支 所	自主防災会事務局	災对本部小川支部	自主防災会事務局
学 校	門 小 学 校	防災訓練参加 独自避難計画作成 独自の訓練実施	生徒の安全確保 避難場所の解放	状況によっては避難 所運営等支援
	小 川 小 学 校			
	小 川 中 学 校			
	こがわこども園			
警 察	小 川 駐 在 所	防災訓練指導支援	本務業務の遂行	同左
郵 政	小 川 郵 便 局	防災訓練指導支援	本務業務の遂行	同左
	袈 綿 郵 便 局			
福 社	いきいきホーム	防災訓練参加 独自避難計画作成	利用者の安全確保	状況により他施設の 要配慮者の受け入れ
	よ ろ こ び			
	民 児 協 議 会		要配慮者対策	要配慮者の心情把握
	社 協			
医 療	小 川 診 療 所	防災訓練指導支援	負傷者等の治療	同左
	こがわ歯科診療所			
消 防 団	第 4 分 団	防災訓練指導支援	団本部の指示で行動	同左
	第 5 分 団			
輸 送	小 川 タ ク シ ー	防災訓練参加	介護施設等の避難者 輸送支援	同左
食料品店	エスマート小川	防災訓練参加	食材等避難所運営用 物資の供給	同左
	くまばやし商店			
建 設 業	高 徳 建 設	防災訓練参加	機械力で住民の生命 財産を守るための作 業支援	同左
	小 野 新 建 設			
	畑 中 組			
	フ ジ サ ワ			
	澤 里 土 木 工 業			
女性団体	門 町 婦 人 会	防災訓練参加	炊き出し支援	炊き出し支援
	食生活改善 GP			

(岩泉町「小川地区自主防災協議会防災計画」(平成31年3月19日)より)

○上馬地区（東京都世田谷区）

複数の町会のほか、消防団や社会福祉協議会等の公的な組織、社会福祉施設、学校・大学等の意向を聴取しています。

【上馬地区防災計画作成団体】

上馬地区防災塾参加団体	
上馬東町会	上馬西町会
上馬北部町会	上馬・駒沢明和会
駒沢親和会	駒留長寿会
上馬健好会	上馬地区身近なまちづくり推進協議会
上馬地区民生委員・児童委員協議会	日赤上馬分団
世田谷消防団第13分団	上馬あんしんすこやかセンター
世田谷地域社会福祉協議会	中里通り商店街振興組合
居宅介護事業所 ウェーブ	LITALICO ジュニア駒沢教室
みかみ介護支援センター	絆ひだまりの会デイサービス三軒茶屋
デイホーム上馬	ナイスケア世田谷介護センター
あんくる訪問介護サービス	居宅介護支援事業部 SORA
ケアプラン駒沢	さくらケア駒沢居宅介護支援事業所
フレンズ介護保険サービス	株式会社 あかね
三軒茶屋居宅介護支援事業所	世田谷区立駒沢生活実習所
Navio けやき	(社福) 東京育成園
駒澤大学	ECO・環境保護サークル Green grow
駒澤大学 ボランティアサークル	駒沢小学校・駒沢小学校 PTA
駒沢中学校・駒沢中学校 PTA	駒沢中学校生徒会
世田谷警察署	世田谷消防署
世田谷区建設団体防災協議会	

(上馬地区「上馬地区防災計画」(平成29年)より)

○旭南地区（秋田県秋田市）

災害時に協力が見込める地区内の事業所や寺社、動物病院等の支援内容を整理しています。

災害時の協力地元企業・商店他一覧

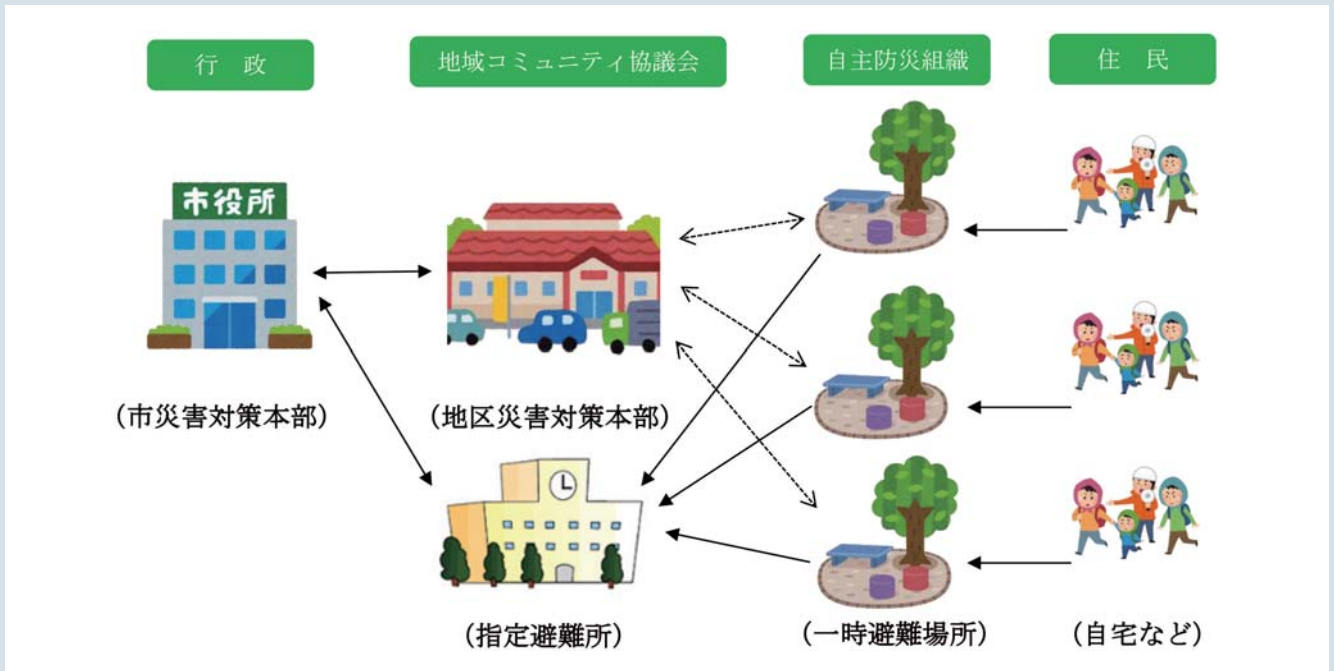
令和2年3月31日現在

企業・商店名	住 所	支援内容	備 考
廣嶋ふとん店	川元むつみ町	避難所寝具供給	
(有) 三太	旭南二丁目	炊出し	仕出し店
ジェイマルエー旭南店	旭南一丁目	食材・食料品・薬	
酒の英雄	旭南三丁目	飲料水提供	
タキタ酒店	旭南二丁目	物資運搬	
丸谷塗装工業(株)	川元むつみ町	物資運搬	
三共産業(株)	旭南三丁目	物資運搬	
(株) 福岡ドライクリーニング	旭南三丁目	物資運搬	
砂原動物病院	旭南三丁目	ペット介助	
誓願寺	旭南一丁目	一時避難所	地震・水害対応

(旭南地区自主防災組合連合会「旭南地区防災計画」(平成31年3月)より ※ただし該当箇所のみ更新)

○長戸地区 (茨城県龍ヶ崎市) (※現在は計画素案を作成した段階)

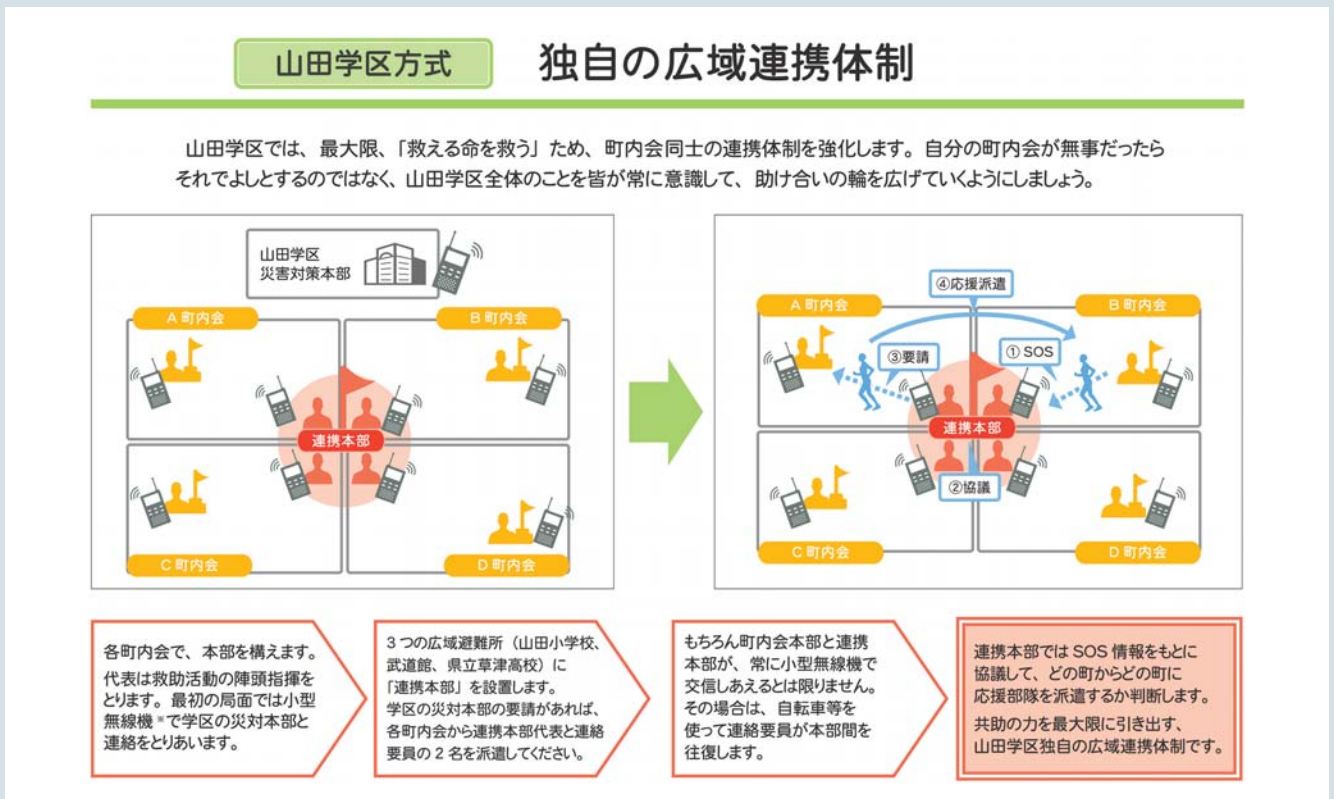
地域コミュニティ協議会が地区の災害対策本部となり、被災者と行政との連携の中間支援の役割を担っています。



(長戸コミュニティ協議会「長戸地区防災計画」(平成30年7月)より)

○山田学区 (滋賀県草津市) (※現在は計画素案を作成した段階)

連携本部を設置して町内会同士の支援の要請や、応援派遣等の調整を実施します。



(山田学区まちづくり協議会「草津市山田学区地区防災計画」(平成29年1月)より)

(1) 他県の地区との相互支援関係づくり

○三穂地区（長野県飯田市）

兵庫県神戸市真陽地区と災害時相互支援協定を締結し、平常時及び被災時に「何を」「いつ」「誰が」「どのように」行うか整理しています。

(7) 兵庫県神戸市真陽地区との災害時相互支援

何を	いつ	誰が	どのように
住民交流の深化	平常時	三穂まちづくり委員会・真陽ふれあいのまちづくり協議会、両地区住民	真陽フェスティバル及び三穂地区文化祭における相互訪問時に住民の交流及び防災学習を行う。
情報提供	三穂地区被災時	自主防災会	真陽地区からの問い合わせに対し、被害情報等の提供および応援依頼の有無を発信する。
災害ボランティア受入	三穂地区被災時	自主防災会	真陽地区からの応援スタッフに対して、活動いただく内容を具体的に依頼する。
情報収集	真陽地区被災時	自主防災会	真陽地区の被害状況を確認し、支援の必要性の有無を確認する。
災害ボランティア派遣	真陽地区被災時	自主防災会、住民	情報収集により支援が必要と判断した場合、住民にボランティアを募り、真陽地区に派遣する。

※詳細は別紙「災害時相互支援協定」、「神戸市長田区真陽地区との災害時相互支援計画」及び『真陽地区防災福祉コミュニティ地域おたすけガイド内「長野県飯田市三穂地区との広域相互応援計画」』による

(飯田市三穂「三穂地区防災計画」(平成27年3月)より)

事例 計画作成の多様な支援者

地区防災計画の取組を支える様々な支援者を紹介します。



同じ空気を吸い共に気づき共に喜ぶ【香川大学 磯打特命准教授推薦】

日本防災士会岡山県支部・神田敬三さん × 城西地区（岡山県津山市）



神田敬三さん

- 日本防災士会岡山県支部長として、防災士の派遣等の活動を行っている。
- 津山市城西地区における地区防災計画作成プロセスの中でも、常例会議への参加や訓練・研修のサポートを行っている。

自主防災組織の「強み」を一緒に見つけ、活動を重ねる毎の「僅かな成長」を一緒に喜び一緒に伴走しながら支援しています。市の思いをかみ砕いて説明したり、昨年よりレベルアップした訓練を提案したり、被災地支援の報告をしたりして、防災リーダーを励まし勇気づけをしています。



アドバイザー派遣制度を活用した団地住民による計画作成のサポート

UR 都市機構 × 米本団地（千葉県八千代市）



ワークショップの様子

- 米本団地では、団地自治会を中心とした住民が、10回にわたりワークショップや幹事会等を開催。大規模・高齢化・高経年団地の地区特性を踏まえ、安否確認の方法や在宅避難生活の支援などの防災課題に対して、「被害イメージ」「災害対応シナリオ」を重視した防災対策の検討を軸に、地区防災計画の素案作成に取り組んでいる。
- UR 都市機構は、住民が主体となった災害時の安全・安心の確保に向けた防災活動を支援するため、内閣府のアドバイザー派遣制度を住民に紹介し、地区防災計画策定のきっかけ作りをするとともに、ワークショップの進行や日程調整等の事務的なサポートを実施している。

【令和元年度地区防災計画支援対象地区】アドバイザー：防災都市計画研究所 吉川所長



地元大学の津波避難シミュレータを活用した避難リスクの検証

愛媛大学 × 中島地区 (愛媛県松山市)

Column



防災訓練の様子

- 愛媛大学は、松山市のコーディネートのもと、中島地区の地区防災計画の作成支援をしている。
- 防災訓練時には愛媛大学の学生防災士が運営に携わった。
- 「世帯別津波避難カルテ」(世帯ごとに、家族構成、連絡先、避難方法、避難経路、避難支援の希望等を記載したカルテ)をもとに、津波避難シミュレータを作成し、住民の避難ルート・時間等を可視化することで、より現実に近い避難リスクの検証を行い、地区住民等に地区の津波災害のリスクを具体的に認識していただいた。

【平成30年度地区防災計画支援対象地区】アドバイザー：香川大学 磯打特命准教授



住民目線で取り組みやすい工夫を【熊本大学 竹内准教授推薦】

地元コンサルタント・佐藤亜貴夫さん × 向山校区・秋津校区 (熊本県熊本市)

Column



佐藤亜貴夫さん

- 地区防災計画の作成支援を行う地元コンサルタントとして、地区防災計画の意義を分かり易く住民に伝え、計画素案作成の作業(ワークショップ)の進め方、地区の災害リスクや人口、高齢化の状況等のデータの整理方法を提案する等、地区防災計画の取組の中心的役割を果たした。

地元(熊本市)で自治協議会の事務局をしており、住民の方が自ら防災活動に取り組むことの大変さを実感しています。地区防災計画に対するハードルを下げるため、「はじめから完璧を目指さない。現在の活動の再確認から始めましょう」と伝え、住民の方が「ジブンゴト」として捉えられるよう、意見を引き出すことを心がけています。



岡山NPOセンターがつなぐ 多様なNPOが支える復興まちづくり 岡山NPOセンター × 川辺地区 (岡山県倉敷市)

Column



川辺みらいミーティング実行委員会メンバー

- 岡山NPOセンターは、西日本豪雨災害の拠点として「まびシェア」を設置し、地域の支援をしている。
- 川辺地区での地域再建の取組を支援する中で、ニーズに応じて、まちづくりや防災活動を支援するNPO等と、行政や社協と連携し、地域の自主的な活動に伴走。
- 地区住民が運営する「川辺みらいミーティング実行委員会」では、同センターから派遣されたNPOスタッフが打合せの議事録作成等を支援した。

【令和元年度地区防災計画支援対象地区】アドバイザー：香川大学 磯打特命准教授



ワンポイントアドバイス

地区防災計画アドバイザーによる

計画の素案作成の支援者に求められるものは？

- ✓ 地区防災計画のアドバイザーには、素案作成の支援において以下のような知識や能力が求められます。得意分野が異なる複数人のチームによる支援も有効です。
- ① 地区防災計画の知識
住民等からある程度の質問には答えられるよう計画の知識の引き出しを準備
- ② 住民等の計画の入り込み度合いに応じた接し方
積極的な議論に対する方向性を見守り、消極的な議論に対する議論のけん引
- ③ ファシリテーション力
住民等が計画内容を自分達で考え議論したという達成感、計画を実施するモチベーションを持てるような作成支援への関わり

鍵屋 一・跡見学園女子大学 教授

6

計画の素案作成の流れと要点

①地区防災計画素案の作成主体、作成作業のリーダー、作成スケジュールなどを地区住民等で議論

地区防災計画の仲間を集めて地域の活動を推進する「取りまとめ役」の存在が鍵です。

事例 地域の取りまとめ役の活躍

地区防災計画づくりにおいて、地域の仲間を集めて活動を推進する「取りまとめ役」として活躍されている方々を紹介します。



「人のつながりが防災につながる」地域を支えるつながりづくり

【香川大学 磯打准教授推薦】

城西公民館 館長 佐々木裕子さん 城西地区(岡山県津山市)

Column



佐々木裕子さん

- 城西公民館は、まちづくり協議会と連携して、高齢者生活支援や子育てサロン等の地域づくり活動に取り組んでいた。
- 平成28年鳥取県中部地震をきっかけに、それまで取り組んできた防災ではいざというときに役に立たないと気づき、城西公民館で地区防災計画の取組が始まった。佐々木館長はその後地域への地道な取組を支え、令和2年1月に計画が定められた。
- 佐々木館長は、「お年寄りにはキョウイク(今日行くところがある)とキョウヨウ(今日用事がある)が大切」と語る。人のつながりづくりが防災につながると考え、行政と地域との調整や他地域からの視察受け入れ対応も含め、地域内外のつながりづくり活動に尽力している。



マンションの防災コミュニティづくり【防災都市計画研究所 吉川所長推薦】

よこすか海辺ニュータウン地域運営協議会 会長 安部俊一さん
(神奈川県横須賀市よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア)



安部俊一さん

- 防犯対策の一環である挨拶運動や声かけ運動を通して住民間で顔の見える関係を築いた。日頃もお祭りやサークル活動により住民間の交流が多く、こうした活動があるため、地区防災計画づくりにも人が集まっている。
- 安部会長は、マンションの住民から地域の防災活動に活躍しそうな人財を見つけ、声かけを行っている。例えば、東日本大震災により断水・停電した際、配水活動で活躍した高校生を中心に、若者を組織化し育成している。
- また、マンションの近隣にある基地に勤める自衛隊員には、「被災時には自治会が家族を世話するから、平常時には専門知識やノウハウをマンションの防災力に活かしてほしい」と声かけをしている。
- マンション住民から公募した地区防災計画策定委員には、防災士、横須賀市防災指導員、陸上・海上自衛官、横須賀市消防局員、医療従事者、建築・設備の有資格者など17名が集まった。



他地区の取組を柔軟に取り入れ・発展「ウトロでは？」

しれとこウトロフォーラム21事務局 桜井あけみさん ウトロ地区(北海道斜里町)



桜井あけみさん

- 自治会とともにまちづくり活動に取り組んできた経験をもとに、地域のキーパーソンに声をかけ、内閣府の地区防災計画支援事業をきっかけに試行錯誤で防災にも取り組み始めた。
- 他地区の取組にヒントを得て、コミュニティスクールの仕組みを活用して地域の防災計画づくりの取組を子どもたちに伝える防災教育活動も開始。
- 「ウトロでは？」をキーワードに、一緒に考える仲間を地域内外に増やしながら、自然にあふれ災害とともにあるウトロの将来のために取り組んでいる。



地域資源を発掘するネゴシエーター（交渉人）

SYM 三町会災害連合会 高山宗久さん（東京都文京区）

Column



湯島天満宮本社 渡御に参加している高山宗久さん

- 一つの町会だけで防災活動に取り組むことに限界を感じ、SYM三町会災害連合会を立ち上げた。その後、SYMには病院や26事業所も加入し、また、湯島地区全体の16町会で防災訓練や計画づくりに取り組んでいる。
- 高山会長は、「若い世代のやりたいことを受け入れつつ、実現可能な形で提案することが大切だ」と語る。関係者との交渉や活動への巻き込みを積極的に進めている。
- 町会に入っていないくとも地区の防災活動の「盛り上げ役」になりうる若い世代を発掘するため、パバママ防災教室を開催する等、地域資源の発掘にも取り組んでいる。
- 読みやすさ・伝わりやすさを追求し、地区防災計画の本文には写真を多用した。今後は、地区防災計画と訓練時の動画を活用しながら、地区内の事業所やマンション等に対して防災活動への理解や参画を促していく。

②地区の災害リスクの把握

【客観的な災害リスク】

- 当該地区の過去の災害経験（市町村史、図書館等での災害史、災害伝承の調査、地区住民の過去の経験話の聴き取りなどを活用）を整理しましょう。「災害は記憶に忠実である」と言われるように、被災しやすい場所等について有用な情報が得られます。ただし、数百年に1回といった確率の災害については、過去の災害を調べるだけではリスク意識が醸成されないおそれがあるため、必ずハザードマップ理解と併用しましょう。
- 市町村が作成する各種災害のハザードマップを住民に理解してもらいましょう。ただし、ハザードマップの読み方について誤解する例も多いため、ハザードマップが示すことの意味、特にハザードによる災害の起こり方等について、専門家等からの説明や防災に関するアドバイスを受けましょう。
- ハザードマップを参考にしながら、まち歩きやワークショップ等を行い、地形等の状況、住宅等の建築物、工作物、竹木や電柱、街路灯など倒壊や崩壊のおそれの有無の状況などの危険な箇所を確認しましょう。また、指定緊急避難場所の状況、指定緊急避難場所以外の比較的安全と考えられる避難場所、避難ルートとなる道路の状況、備蓄倉庫、消火栓など防災施設などを確認しましょう。まち歩きを踏まえて地区の防災マップづくりを行うことも大変有効です。

【主観的な災害リスク】

- 災害が発生したときにどのようなことを心配しているかについて住民等に調査しましょう（乳幼児や高齢の家族の避難方法、指定避難所で避難生活をする事となった場合の生活上の心配ごと等）

各種ハザードマップの例

- 浸水想定区域を表すハザードマップ
- 土砂災害危険箇所（土石流、急斜面、地すべり危険箇所）を示すハザードマップ
- 津波浸水・高潮発生時の浸水予測を表すハザードマップ
- 南海トラフ巨大地震の被害想定を表すハザードマップ
- 地震による火災発生予測を表すハザードマップ

③地区で行う共助活動の内容の整理（p 15 図1 参照）

④共助活動の担い手、役割分担の整理

⑤災害警戒時からのタイムラインにより、共助活動の手順の整理

⑥発災時に活動できるよう、平常時における訓練、防災意識の向上を図る普及・啓発、防災教育等の取組内容の整理

※地区防災計画を文書化する際は、まずは文章の量を求めず、絞って書き、その後の議論や訓練を通じて、計画を大きく育てていくことも、計画の素案作成に取り組みやすい方法です。

問 16 住民等が災害リスクを認識できるようにするには、 どうすればよいでしょうか。

（回答）

- 危険場所、避難ルートの確認などを住民が一緒に行うまち歩きを通じて、住民同士で防災マップを作成し、地域の災害リスクを認識する手法が考えられます。
- その際、有識者、地域の防災士の方々にも参画していただくと、住民目線だけではなく、より専門的な知見から、地域の災害リスクを学ぶことができます。

事例 地区の災害リスクの把握方法

(1) 過去の災害経験の整理・分析

○安渡地区（岩手県大槌町）

住民へのアンケート、ヒアリング、検討会等を通じ、東日本大震災時の津波からの避難行動の教訓と論点を住民主体で整理しています。

【凡例】ア：アンケート結果、ヒ：ヒアリング結果、検：検討会、他：その他

被災・対応の流れ	避難行動の教訓と論点
<p>(1) 地震直後～10分程度</p> <p>大きな揺れによるわが街の被害の様子と、それに対する住民、地域社会による対応をイメージします。</p>	<p>(地震発生後の避難開始時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5分以内」34%、「10分以内」56%、「20分以内」84%、逆に「21分以上」9%【ア】。 <p>(避難の信念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地震発生時にいた場所が危険だと思った」(51%)、「地震の後、津波が来ることを知っていた」(47%)人は早く避難した【ア】。 ・沿岸部に近い事業所や保育園、高齢者等が率先避難した【ヒ・検】。 <p>(避難の遅れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難が遅れた人の49%は「地震発生時にいた場所まで津波が来るとは思わなかった(「想定外」)」【ア】。 ・道路渋滞・要援護者の存在・安否確認・低地への戻り等で逃げ遅れた【ア・ヒ・検】。 ・犠牲者のうち、自宅で避難しなかった、あるいは逃げ遅れて自宅付近にいた人が2/3に上る【他】。 <p>⇒「想定外による逃げ遅れ」をいかに防ぐか？ ⇒夜間での要援護者支援は可能か？</p> <hr/> <p>(避難のきっかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報(防災行政無線等)、声かけに促された人は少なかった(前者15%、後者20%)【ア】。 ・津波を見に行つて、逃げ遅れた【ヒ・検】。 <p>⇒避難のきっかけをどう提供できるか？</p>

(安渡町内会「安渡地区津波防災計画」(平成25年10月)より)

○平城山地区（福島県いわき市）

市地域防災計画や県資料に記載されている1671（寛文11）年から2014（平成26）年まで41件の災害履歴について、災害報道の新聞記事や地区住民の聞き取りにより地区における被害を調査・整理することで、地域の災害リスクを確認しています。

① 過去の災害

○平城山地区（周辺）では、過去、台風・豪雨等による浸水や崖崩れなどの被害が発生しています。過去に明確な被害記録が残る災害について整理すると下表のとおりです。

■当地区周辺の災害 ※大きな被害を太字で表示

※これらは、いわき市地域防災計画（資料編）、福島県ホームページ「県内における主要災害 S40～H26」をもとに、それぞれの災害を報道するいわき民報、福島民報の各新聞記事のほか、地区住民から集めた情報です。通行止めにならない程度の小規模な土砂崩れ、一時的な道路冠水といった被害については、結果的に軽微な扱いとなり記録が漏れている場合があります。

発生日	災害名	災害の概要	平城山地区及び周辺で発生した情報
1671（寛文11）年9月29日	暴風雨	県下全域に暴風雨がおり、平城が破損し、会津地方は洪水だった。	平城が破損した。
1870（明治3）年3月18日	大火		（平の大火）彼岸の中日、八幡小路にあった良善寺参詣人の線香から火を発生し700戸の平町はわずか3時間半で400戸を焼く大火に遭遇した。
1920（大正9）年10月1日	洪水	（平の洪水）9月30日夕刻から10月1日朝にかけて。浜通りを中心に大雨が降り。福島県では会津地方を除く河川が増水して氾濫し、各地に被害を出した。石城地方では、 死者24名、住宅流出11戸、全壊20戸	
1922（大正11）年2月15日	大雨	15日から17日まで、三日三晩も降りどおし（旧正月20日のエビス講の夜）留特に16日夜10時から17日朝2時までの降雨量は167.7mmを記録した。	

2014（平成26）年10月6日	台風18号	軽傷者1名、床下浸水3棟、学校1箇所、道路4箇所、河川6箇所、港湾1箇所、鉄道不通6箇所、公立文教施設130万円、農林水産業施設7,794万円、公共土木施設5億5,682万円、農産被害17万円	平地区全体で住宅1軒が床下浸水したほか、7件の崖崩れや法面崩落が確認された。
2014（平成26）年2月8日～2月16日	雪害	重傷者1名、軽傷者15名、全壊1棟、一部破損17棟、床下浸水1棟、清掃施設1箇所、農産被害10億4,727万円、林産被害1,829万円、畜産被害1億2,036万円、水産被害121万円、災害廃棄物処理1,209万円	雪の影響により、交通網にも乱れが出た。JR東日本水戸支社によると、8日午前11時現在、大きな遅れや運休はないが、大雪と強風が予想されることから、いわき発特急列車は同日午後1時20分発から8本が全区間、3本が区間運休となった。（いわき民報）市内では15日正午現在、各交通網に乱れが生じた。JR東日本仙台支社福島支店によると、JR磐越東線は郡山ーいわき駅間上下線で、午後6時再開予定で運転を見合わせたが、今後の天候次第で変更の可能性もあった。同社水戸支社によると、JR常磐線はいわきー土浦駅間上下線で午後3時ごろまで運転を見合わせた。強風の影響で、一部列車に運休と、最大約3時間20分の遅れが生じた。（いわき民報）JR東日本福島支店によると、磐越東線郡山ーいわき駅間なども同日午後まで運休した。（福島民報）
2014（平成26）年4月4日	大雨・洪水	全壊1棟、床下浸水2棟、学校1箇所、道路5箇所、河川3箇所、公園1箇所、公立文教施設657万円、公共土木施設2億7,462万円	平地区全体で、床下浸水した住家あり。JR東日本福島支店によると、JR磐越東線いわきー川前駅間で雨量が規制値に達したため、午前中の普通列車上下合わせて6本が運休・区間運休した。

〔いわき民報・福島民報の報道、地区住民からの情報をもとに整理、記載〕

（平24区・城山自治会「平城山地区防災計画」（平成29年2月）より）

(2) ハザードマップや地域の地図からリスクを確認

○等々力地区（東京都世田谷区）

東京都地震被害想定の詳細なメッシュデータを、町丁目や主要な建物、公共施設等が表示されたマップに重ね、町丁目・番地ごとのリスクを周知しています。

(1) 震度分布

等々力地区では、ほぼ全域が震度6強である。特に等々力三丁目、六～八丁目では震度6強の揺れの中でも特に強い揺れが想定される。

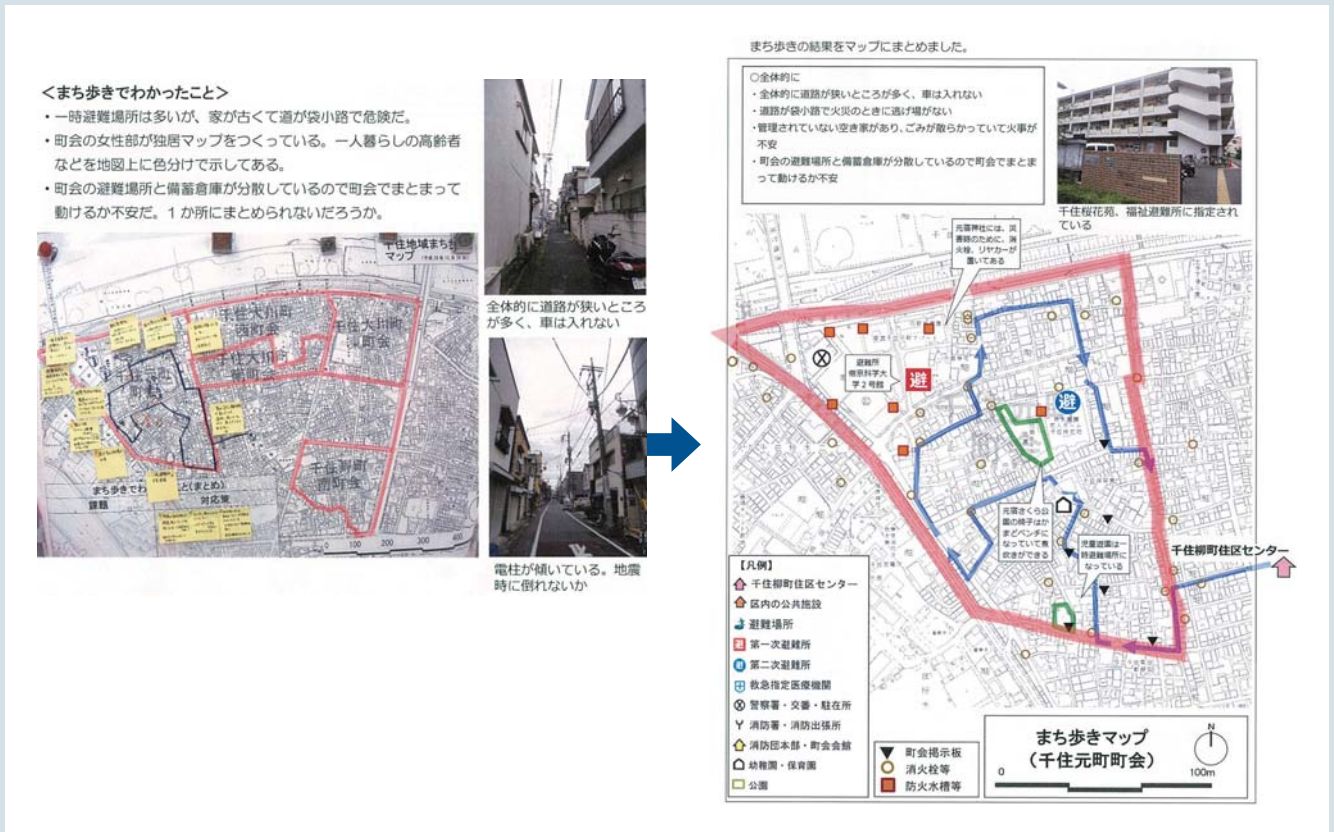


(等々力地区「等々力地区防災計画〈震災編〉」(平成29年)より)

(3) まち歩きによる住民目線のリスクアセスメント

○千住元町地区(東京都足立区)

まち歩きを通じて地区住民独自の目線で課題を整理し、まち歩きマップをまとめています。



(千住元町町会「千住元町町会地区防災計画 震災対策編」(平成29年3月13日)より)

問17 地区防災計画素案の作成をどのようなスケジュール感で進めればよいのでしょうか。ワークショップなどは何回くらい開催する必要がありますか。

(回答)

- あまり長い時間をかけて完璧なものを目指すよりは、1年くらいで目途をつけて、作成した計画を毎年見直して改善していくことを推奨します。
- ワークショップや訓練等を実施することにより、計画内容を詰めていく地区が多いですが、このワークショップや訓練等の機会を有効に活用しながら、計画内容を段階的に詰めていかれるといいと思います。
- 例えば、中島地区防災計画(静岡県三島市)では、訓練のポイントとして、①訓練は、参加者が増えるよう楽しめるような要素を意識して企画すること、②訓練は、災害種別(地震・風水害)や訓練の目的を明確にして企画すること、③訓練実施後には課題を話し合い改善につなげること、④中高生に役割を与え、若い活力を引き出すこと等が挙げられていますが、ワークショップにおいても、このようなポイントに留意することが推奨されます。

事例 地区防災計画の取組プロセス

各地区では、地区の特性やこれまでの取組状況、課題等を勘案し、講演会や、様々な手法・ツールを活用したワークショップ、関係者協議など、目的に応じて様々な形式の活動を組み合わせた取組プロセスが企画・実践されています。

○西黒部地区（三重県松坂市）

西黒部地区では、代表者会議、全体会議、講演会、避難訓練、災害図上訓練DIG（ワークショップ）等、様々な形式を組合せ、また災害図上訓練DIGは地区内の組単位で実施するなど、目的や形式に応じた対象者を設定し、効率的に住民意見を反映させる形で検討を進めています。

参考 計画策定に向けての検討経過

日付	会議名等	議題等
平成30年 5月21日	代表者会議	地区津波避難計画作成に向けた説明
平成30年 6月14日	全体会議	(1) 松坂市津波避難対策基本方針について (2) ワークショップの取り組みについて
平成30年 7月18日	第1回ワークショップ	(1) 防災講演会 （三重大学大学院工学研究科 川口准教授） (2) 今後の進め方（説明）
平成30年 9月23日	第2回ワークショップ	(1) 津波を想定した避難訓練 ⇒西黒部小学校から朝見小学校まで徒歩 避難 （西黒部小学校児童と合同開催）
平成30年 9月～12月	第3回ワークショップ	(1) 災害図上訓練（DIG） ⇒避難経路をみんなで考える 西黒部町・高須町：組単位で実施 松名瀬町：全体で実施
今後の予定	ワークショップ	(1) 災害図上訓練（DIG）の振り返り
今後の予定	代表者会議、全体会議	(1) 地区防災計画の修正

（西黒部まちづくり協議会「西黒部地区防災計画 ～地震・津波避難編～」(平成31年2月)より）

○奈良地区（埼玉県熊谷市）

奈良地区では、熊谷市の市民協働事業に提案・採択され、市の支援のもと、全5回の「防災計画検討委員会」を中心として、事務局会議や打合せ、訓練やその準備など、様々な取組を進めて計画を策定しました。また、計画作成に当たっては、事業計画の回覧板や計画の全戸配布など、住民への情報提供を行っています。

◆ 計画策定の「あゆみ」

月 日	内 容	備 考
平成29年5月30日（水） （緑化センター）	市民協働「熊谷の力」事業の 募集説明会	市から事業説明・募集あり
平成29年7月5日（水） （奈良公民館）	地区防災計画策定事業への参 画を協議	地区24団体で検討委員会を 結成、エントリー決定
平成29年9月29日（金） （江南公民館）	市民協働「熊谷の力」事業 プレゼンテーション	市への事業計画の提案、採択
平成30年4月	地区防災計画策定マニュアル の作成	本編、マップ編、安否確認編 を作成
平成30年4月20日（金） （市長応接）	市民協働「熊谷の力」事業の 協定書の締結	5月1日、補助金交付決定（補 助額40万円）書を受領
平成30年5月6日（日） （奈良公民館）	第1回 事務局会議	事業計画、年間スケジュール の検討
平成30年5月20日（日） （奈良公民館）	第1回 防災計画検討委員会	事業計画、年間スケジュール、 防災マップの検討。
平成30年6月10日 ～8月18日	防災マップづくり説明会、現 地調査	支部ごとに説明会、現地調査 （30回）
平成30年7月1日（日）	事業計画の回覧板を発行	全戸回覧
平成30年7月17日（火） （奈良公民館）	第2回 防災計画検討委員会	安否確認訓練、対策本部と自 主防災組織の役割を検討
平成30年7月22日（日） （上奈良）	安否確認タオルの準備作業	依頼文・袋詰め
平成30年8月25日（土） 奈良全地区	災害時安否確認訓練 市総合防災訓練に参加	アマチュア無線で市総合防災 訓練会場へ報告
平成30年10月18日（木） （奈良公民館）	第3回 防災計画検討委員会	合同防災訓練、防災資機材の 確認、一時避難場所の確認
平成30年10月30日（火） （奈良公民館）	合同防災訓練説明会	訓練マニュアルの説明
平成30年11月9日（金） （奈良小学校）	合同防災訓練（奈良小・中、 自治会、自主防災会ほか）	災対本部設置、避難所開設、 情報収集、救護、物資受入、 資機材使用等の実地訓練
平成30年12月24日（月） （奈良公民館）	第4回 防災計画検討委員会	地区防災計画案（案）、防災マ ップ、資料編（案）の承認
平成31年2月20日（水）	奈良地区防災計画の市長提出	
平成31年2月～3月	市防災計画の承認を経て、全戸配付	
平成31年3月16日（予定） （奈良公民館）	第5回 防災計画検討委員会	実績報告書の提出

※ 期間中、事務局会議、打合せを平成29年度6回、30年度で24回、実施している。

（奈良地区防災計画検討委員会 「奈良地区防災計画～自分たちの地域は自分たちで守る～」（平成31年2月）より）



豪雨災害時の避難行動を考えるワークショップ

落合地区 (岐阜県下呂市)

Column



避難行動訓練EVAGを活用したワークショップの様子

- 落合地区では、地区防災計画の素案作成の取組の初期段階において、一般に入手可能な防災意識啓発ツールを活用して、ハザードマップを見ながら豪雨災害時の避難行動を考えるワークショップを実施した。
- 高齢者が多く移動そのものが困難であることや、危険な橋を渡らなければ指定避難場所に行けない世帯があることなど、地区の特徴を踏まえた災害時の課題を認識した。

【平成28年度地区防災計画モデル地区】アドバイザー：兵庫県立大学 阪本准教授



災害図上訓練DIGを活用したワークショップ

岩原・沼田地区 (神奈川県南足柄市)

Column



DIGワークショップの様子

- 大きな災害経験のない岩原・沼田地区では、住民の災害リスク認識が低く、防災意識に課題があった。
- まずは地域の災害リスクを知るため、DIG (災害図上訓練) を活用したワークショップを通じて、地図を見ながら危険箇所や地域資源を洗い出し、地域の災害時の課題を確認した。

【平成30年度地区防災計画支援対象地区】アドバイザー：遠野みらい創りカレッジ 樋口代表



「お一人避難訓練」を通じた避難ルールづくり

文里地区 (和歌山県田辺市)

Column



文里地区避難ルールのステッカー

- 文里地区は南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される地域であり、過去の取組を見直す形で津波避難について検討した。
- まちあるきの手法を取り入れ、住民が各々避難する「お一人避難訓練」を実施し、避難経路や避難に要した時間、心配なことや気づいたこと、備えておくことを個々に記録。
- 訓練記録の集計結果を踏まえ、自主防災会を中心に津波避難対策を話し合い、避難ルールを練り上げた。また、その周知のため、左図のステッカーを作成し全戸配布した。

【平成30年度地区防災計画支援対象地区】アドバイザー：防災都市計画研究所 吉川所長

問18 地区防災計画を作成する際に活用できる有用なツールや情報源を教えてください。

(回答)

○地区防災計画の作成にあたっては、以下のツールやイベント等が挙げられます。

(1) 地区防災計画ライブラリ

地域防災計画に反映された地区防災計画の本文を、地域別・テーマ別・ストーリー別にインデックスをつけ、内閣府ホームページ上に一覧に整理した事例共有ツール

(2) 地区防災計画フォーラム、津波防災の日イベント

地区防災計画の制度や先進的な取組事例について、講演やパネルディスカッション等を通じて最新の知見の共有を図るための防災イベント

(3) 地区防'z通信

地区防災計画を推進する自治体職員ネットワーク「地区防'z」メンバーに対して、内閣府が実施する支援情報やイベント開催情報等を定期的に発信する情報提供ツール

(4) 地区防'z会合

地区防'zの交流を深め、顔が見える関係を構築するとともに、ワークショップを通じ計画作成に取り組むなかでの課題や解決策を共有し、スキルアップのための研修会

目 参考

地区防災計画の取組プロセスにおいて活用できるツール

(1) ワークショップ・訓練

○クロスロード

災害時の切迫した状況下での判断や行動を二者択一で選択していくカードゲーム。緊急時対応への心構え（多様な選択肢があること）を学習できます。

 <http://maechan.net/crossroad/toukou.html>

○災害図上訓練：DIG

地図上の訓練。地区に災害が発生したことを想定し、入手した情報を整理しながら、災害の状況、予測される危険等の情報を大地図に記入していくことで対策が学習できます。

 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/>

○避難所運営ゲーム：HUG

避難所運営シミュレーションゲーム。避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配置できるか、トラブルにどう対応するか等を模擬体験できます。

 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/>

次ページへ➡

○避難行動訓練：EVAG

災害時の避難行動を体験するシミュレーションゲーム。豪雨災害の発生を想定し、子どもや一人暮らしの若者、妊産婦、高齢者、外国人等の地域の様々な人になりきって、様々な事情を抱えた住民の避難行動を考えます。

 <http://www.jce.co.jp/evag>

(2) ハザードマップ等のリスク情報

○地域防災 Web (防災科学技術研究所)

地域の災害特性に関する情報をはじめ、必要な防災対策とその実行にあたり参考になる全国の実践事例や手法などの情報コンテンツが利用できるサイト。デジタル防災マップ作りやワークショップの記録共有にも活用できます。

 <https://chiiki-bosai.jp/>

○重ねるハザードマップ (国土交通省国土地理院)

洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できるサイトです。

 <https://disaportal.gsi.go.jp/maps/>

○わがまちハザードマップ (国土交通省国土地理院)

各市町村が作成したハザードマップへのリンク集。地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できます。

 <https://disaportal.gsi.go.jp/maps/>

7

地区防災計画の策定における 地方公共団体の役割

地区防災計画素案の作成主体は地区の住民等ですが、地元の災害リスクや適切な共助の活動を整理するには、専門的な知識等も必要であるため、住民等だけで作成を行うには限界があります。

住民等は、必ずしも地区防災計画の制度を知っているわけではなく、また、地区において計画の素案作成を始めようとするれば、地区のリーダーや関係者を特定して、それらの者が集まり、作業計画を立てて進めることが必要となるなど、手間もかかるため、作業に踏み出すきっかけづくりも必要です。

市町村が、地区への支援、調整、後押しの役割を担っていただくことが、地区防災計画の推進のためにはとても重要です。市町村には、地区防災計画素案の作成主体である地区住民等に寄り添って、黒子として伴走しながら支援、調整を行うことが期待されます。

市町村に期待される具体的な役割には、次のようなものがあります。

【計画素案作成時】

- 地区住民等に、地域の災害リスク、地区防災計画の好事例等の計画の素案作成に必要な情報を提供します。必要に応じ、災害リスクを分かりやすく説明してくれる有識者やアドバイザーを紹介します。
- 取りまとめ役となってくれそうな団体や個人に、計画の素案作成を主導していただけるよう、やる気を促し、必要があれば、研修等によりリーダーを育成します。
- 消防団、福祉関係者、医療関係者、学校関係者、まちづくりの関係者、民間事業者など地区の多様な主体の参画や協力を促すため、それぞれの主体へ働きかけ、主体間の調整を行います。また、それに伴う行政各部の横割り調整も行う必要があります。
- 計画の素案作成の過程で住民等に生じる様々な疑問や課題について、住民等からの相談に応じ、住民等と協働して検討します。必要に応じ、有識者や国・都道府県の担当者等の参画等を調整します。
- 地区防災計画により、地区での共助の活動が整理されたときは、その共助の内容に応じて、必要に応じ市町村による公助の内容を再整理します。

【計画が定められた後】

- 地区防災計画に基づき、市町村が地区住民等の共助活動に対し行う協力、支援などの事業を計画し、実施します。
- 共助、公助それぞれの限界（課題）を認識し、限界を超える（課題を解決する）ために不断に取り組みます。

市町村には、地区防災計画の素案作成を促進する姿勢が必要です。一方、計画の素案作成主体は地区住民等であることから、計画内容や作成スケジュール等については、市町村ではなく、地区住民等が主導する進め方が重要です。市町村が地区防災計画の素案作成の期限を無理に決めてしまい、住民等が計画を十分理解できないまま定められてしまうと、地区では、形の上では地区防災計画素案が定められていても、いざというときに計画どおりの行動ができず、計画の意義が失われてしまうことにもなりかねません。

また、計画のひな形を市町村がつくることは、地区にとって大きな支援となりますが、一方で、あまり議論を経ずに計画が定められてしまうと、地区ごとに災害リスクやコミュニティ力は異なるのに、「金太郎飴」的な計画が量産されるだけで、実効性を伴わないものとなることが危惧されます。地区防災計画素案の作成の目的は、作成という形以上に、住民の命を守るための地域行動力の確保であることを忘れないようにすることが重要です。

都道府県は、市町村が円滑に住民等を支援できるよう、市町村を支援する役割を担っています。例えば、

○地区防災計画素案の作成について、市町村や地区にアドバイスできる有識者の確保、育成

○地区防災計画素案の作成作業において、中心となって活動できる地域の防災リーダーの育成などを行い、地区防災計画素案の作成を推進する環境を整えることが期待されます。

問19 地区防災計画の素案作成の際、市町村はどのように支援していくとよいでしょうか。

(回答)

○地区の防災活動の熟度等に応じて、市町村職員の支援の仕方は異なると思います。一般論としては、「主役は住民、行政は黒子」の関係を徹底し、例えば、計画の素案作成の活動が始まるまでの場の設定は行政が主導するが、始まったあとは住民が中心となった活動を見守ることです。

ワンポイントアドバイス

地区防災計画アドバイザーによる

行政はどのような情報を提供するとよい？

- ✓ 被害想定や防災情報、地域の人口構成などの「情報」、きっかけや集まる「場」、住宅の形状がわかる縮尺で大判の白地図などの「ツール」を提供しましょう。

磯打 千雅子・香川大学 特命准教授

- ✓ 地域住民は必ずしも地域についての客観的な知識を持っていないことから、地域の客観的な現況、ハザード情報等を提供しましょう。

加藤 孝明・東京大学 教授



ワークショップで河川氾濫シミュレーションを紹介

問20 地区防災計画の素案作成に取り組むよう地区にやる気になってもらうには、市町村は、地区に対しどのようにアプローチすればよいでしょうか。

(回答)

- まずは、当該地区にある具体的な災害リスク、想定される犠牲や被害などの客観的情報を伝え、地域のみみんなの命を守るため、地区と市町村が協働して、地区防災計画に取り組んでいくことを提案していくことがよいと思われます。

問21 地区防災計画の素案作成のひな形を作って、各地区に取り組んでいただくというアプローチはどうでしょうか。

(回答)

- 計画を作ったことのある住民はほとんどおりませんので、ひな形を作ることは議論のきっかけを起すうえで、また、計画のイメージをつかんでもらううえで有効と考えます。一方で、行政から示されたひな形を機械的に地区に適用するだけの「金太郎飴」的な計画が量産される恐れもあります。そのような計画は、残念ながら、災害時にはあまり役に立たない可能性が高いです。ひな形を示す際には、あわせて、地域の特性に応じた地区防災計画の素案作成が重要であるという点も強調して、地域でどのような計画を作りたいのか、しっかり議論してもらうことが重要です。ひな形はあくまで参考であることをしっかり住民団体にお伝えください。

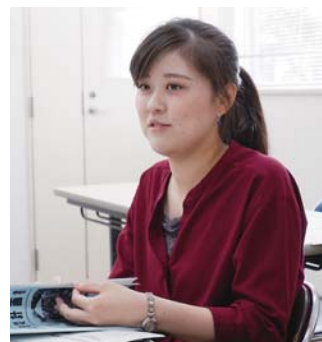
地区防災計画の普及に取り組む市町村職員に メッセージをいただきました



✓ 地域が地区防災計画に取り組み続けることが、災害の教訓を生かし、地域防災力を向上させることとなります。まずは市町村が「やる気」になって取組方針を策定し、地域の方に制度を知ってもらいましょう。すると、防災力を高めたい、課題を解決したいと「やる気」になる地区がでてきます。そういった地区から、専門家の力を借りながら、地域の実情に応じ柔軟に支援を行うことが大切だと思います。自分たちの住む地区の“ミライを考え続ける物語”と言える『地区防災計画』が、たくさんのマチに広がったらなと思っています。

早川 直喜 さん・札幌市危機管理対策室 係長

✓ 地域が地区防災計画の素案をとりまとめる作業の中では、市の地域防災計画と違った方向に行かないように、町内会と密に連携をとっています。防災の仕事は町内会と市が共に進めていくことが多いですが、町内会の方の仕事はビジネスではなくボランティアで地域活動を行っていただいていることを忘れず、仕事を丸投げしないよう心掛けています。



東福 美希 さん・国分寺市防災安全課



✓ 「減災・防災は行政が取組むもの。」この概念にいかにかに挑むべきか？防災担当者がぶつかる壁ではないでしょうか。災害に強いまちづくりは行政『だけで』成り立たない。行政と『ともに』やりたい。と気付いてもらうことが大切だと思います。もちろん職員さんのモチベーションと防災知識の習得は言うまでもありません。防災に王道なしです。一歩ずつ確実に進んでいきましょう。

松村 直子 さん(左後列奥から2番目)・北谷町総務課 防災アドバイザー

事例 計画素案の作成・実施に対する市町村による支援

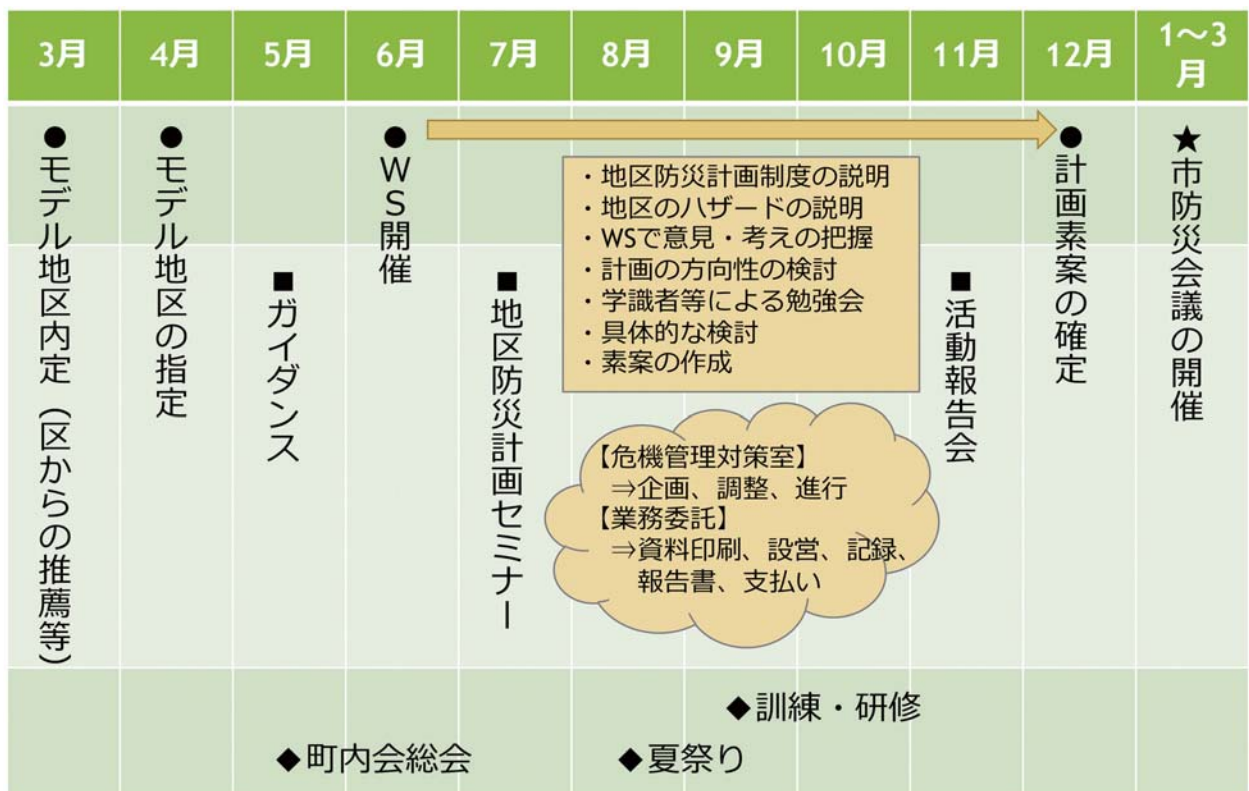
市町村は、地区防災計画に係る啓発・機運醸成、地区と協力しながら計画素案の検討、その後の防災活動の推進など、取組段階ごとに様々な支援を行っています。

(1) モデル地区の支援

○札幌市（北海道）

札幌市では、熊本地震等を踏まえて地域や事業者等による共助の重要性を再認識し、平成29年度より「地区防災計画モデル地区事業」を開始しました。地域特性が異なるモデル地区を選定し、有識者による防災講話やワークショップを組み合わせ、地区に合わせた段階的な作成支援に取り組んでいます。これまで、平成29年度は2地区、30年度は5地区、令和元年度は3地区、モデル地区を選定し、支援しているところです。うち、5地区については、地域防災計画に定めたところです（令和2年3月31日現在）。

札幌市地区防災計画モデル地区事業 スケジュール

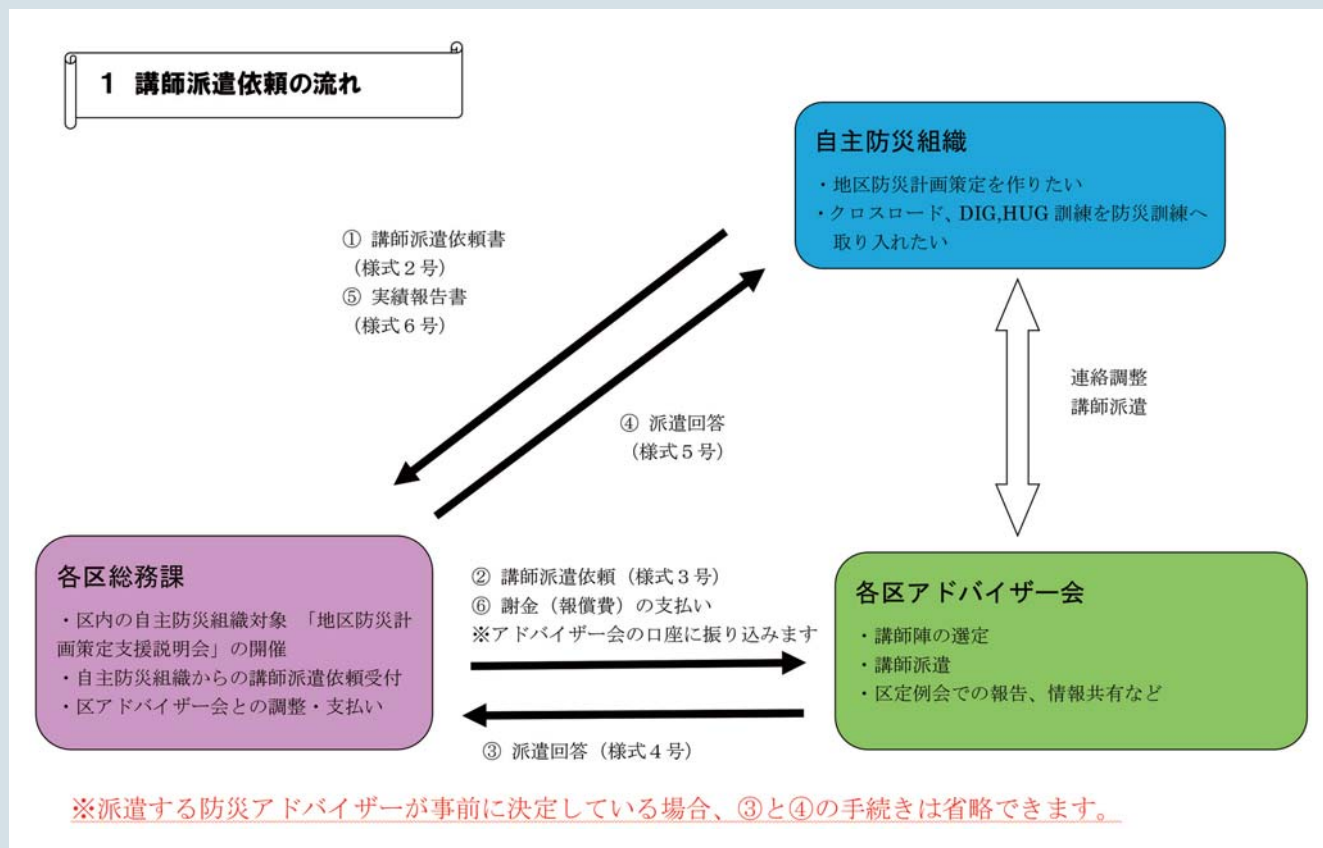


（札幌市「札幌市の事例」（『第1回地区防'z会合』資料、令和元年6月26日）より）

(2) アドバイザー派遣の実施

○さいたま市（埼玉県）

さいたま市では、地区からの要請があれば、市の防災アドバイザー登録制度で登録された防災士等の防災アドバイザーの派遣を受けることができる制度を設けています。



(さいたま市「防災アドバイザーの派遣について 講師派遣依頼の流れ」より)
<https://www.city.saitama.jp/001/011/015/004/003/p049002.html>

(3) 補助金の交付

○倉吉市(鳥取県)

倉吉市では、地区防災計画の素案作成に取り組む地区に対して、必要な経費を補助するモデル事業補助金交付制度を設けています。

倉吉市地区防災計画策定推進モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市地区防災計画策定推進モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第2項の規定に基づく地区防災計画（以下「計画」という。）を策定しようとする地区自治公民館協議会（以下「協議会」という。）に対し、計画の策定に必要な経費を補助することにより、他の模範となる計画の策定を促し、これを他の協議会に普及させることにより、地区における共助による防災活動を推進し、地域防災力の強化を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う市長が別に指定する協議会に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費の額に、第3欄に定める率を乗じて得た額に相当する額（同表の第4欄に定める額を上限とする。）以下とする。

（倉吉市「倉吉市地区防災計画策定推進モデル事業補助金交付要綱」より）

○宝塚市(兵庫県)

宝塚市では、地区防災計画を定めた後の計画に基づいた地区の防災活動を推進するため、地区防災計画の素案を作成したまちづくり協議会もしくはまちづくり協議会に属する組織を対象に、防災活動に必要な資機材や消耗品の購入などに活用できる補助金交付制度を設けています。

現在までに5地区の計画が策定されており、全ての地区が補助金の交付を受けて資機材を購入し、計画に沿って防災活動を継続・推進しています。

宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（以下、「法」という。）第42条第3項に規定する防災活動に関する計画（以下、「地区防災計画」という。）について、計画策定後の防災活動を推進するため、防災活動に必要な資機材の整備や防災活動の普及啓発の支援を行うことで、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地区防災計画に規定された防災活動を推進・普及するための事業とする。ただし、国又は地方公共団体から他の制度による補助を受ける事業を除く。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、別表1のまちづくり協議会又はまちづくり協議会に属する組織とし、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小学校区を範囲（複数の小学校区を範囲とする場合を含む）とする地区防災計画を策定していること。
- (2) 前号の地区防災計画が宝塚市地域防災計画に規定されていること。
- (3) 前号の地区防災計画の活動主体であること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。
- (6) 政治的活動、宗教的活動、特定の人物に対する支持を目的とする団体でないこと。
- (7) 適切な会計処理が行われていること、又は、適正な会計処理を行う能力を有していること。
- (8) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第3号に該当しないこと。

(補助金の交付制限)

第4条 市は、一の小学校区に対して、1回を限度として宝塚市地区防災計画活動推進補助金（以下、補助金という。）を交付する。

(宝塚市「宝塚市地区防災計画活動推進補助金交付要綱」より)

(4) シンポジウムや講演会等住民向け啓発事業

○岡崎市（愛知県）

岡崎市では、地区防災計画制度の普及と取組促進のため、平成29年から毎年1回、地区防災計画フォーラムを開催しています。内容は、講師による講義や市の地区防災計画策定マニュアルの説明等で構成されています。市内各町総代（自治会長）のほかボランティア団体等も参加し、計画策定済みの地区や未策定の地区が意見交換を行う場となっています。

岡崎市地区防災計画フォーラムプログラム

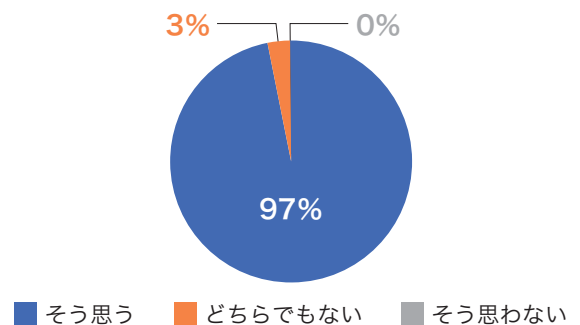
9月28日（土） 岡崎市福祉会館6階ホール

時間	内容	講師・担当
13:00～13:30	受付	防災課
13:30～13:35	主催者挨拶	防災担当部長
13:35～13:45	地区防災計画と趣旨説明（映像上映）	防災課
13:45～14:55	基調講演「あってよかった地区防災計画 ～被災地の事例とこれからの災害について～」	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 阪本真由美 准教授
15:00～15:10	休憩	
15:10～16:20	ワールドカフェ（全参加者を交えて、策定に必要な ことを出し合う意見交換）	防災課
16:20～16:30	地区防災計画策定マニュアルの活用方法	防災課
～16:40	閉会（事務連絡）	防災課



意見交換の様子

1) 地域で地区防災計画をやってみよう (やってみたい) と思いましたが？



参加者アンケート調査結果（一部）

（岡崎市「令和元年度岡崎市地区防災計画フォーラム実施報告書」より）

○倉敷市（岡山県）

倉敷市では、平成30年7月豪雨を受けて地区防災計画の素案作成を推進する方針を定め、自主防災組織の会長や役員、防災士、その他防災活動に興味のある住民等を対象として講演会を開催しました。主な内容は以下の通りです。

1. 「地区防災計画」とは何か、その必要性
2. 「地区防災計画策定」の具体的な進め方
3. 「マイ・タイムライン」について（※巻末資料参照）



参加者の様子



開会の挨拶

○黒潮町（高知県）

黒潮町では、中学校や自主防災会の活動報告、有識者や被災地のゲストによる話題提供、パネルディスカッション等で構成された地区防災計画シンポジウムを定期的を開催しています。

～我がこととして感じる手づくりの防災計画～

第4回 黒潮町地区防災計画シンポジウム

日 時：平成30年11月3日（土）
13：30～16：30

場 所：黒潮町総合センター（黒潮町佐賀1092-1）

主 催：黒潮町自主防災会連絡協議会

共 催：黒潮町、黒潮町教育委員会
黒潮町消防団

後 援：高知県

【プログラム】

13:30 開演

13:40 大方中学校の実践報告

14:00 白浜地区自主防災会の実践報告
有井川地区自主防災会の実践報告

14:40 被災地から伝えたいこと
（宮城県多賀城高等学校）

15:30 パネルディスカッション
～地区防災計画の「これまで」と「これから」について～

16:30 閉会

住民一人一人が防災の意識を高め
自らの命と生活を守るよう、
地域が主体となった取組みが
今求められている。

（黒潮町「第4回黒潮町地区防災計画シンポジウム」チラシより）

○芦屋市（兵庫県）

芦屋市では、地区防災計画に関するセミナーを自治会や地区の福祉関係者を対象に開催しました。行政職員や有識者による講義のみでなく、地区の自治会長や防災リーダー等による取組紹介も行われました。

地区防災計画セミナー
地区防災計画で災害に備える
～災害時にたすけ合える地域づくり～

日 時:平成30年**3月17日(土)**
13:30～16:30(受付開始13:00)

会 場:芦屋市役所東館3階大会議室

対 象:自治会、自主防災会、民生児童委員、福祉推進委員

**入場
無料**

タイムスケジュール

13:30 開会の挨拶
13:35 第 1 部
災害に備えるための実効性のある地区防災計画とは
～地区マップからみえる防災・減災～
兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授 澤田 雅浩 氏

14:15 第 2 部
地区防災計画に係る取り組み事例紹介
自分たちのまちは自分たちで守る ～地区防災計画策定までの歩み～
防災士 細川 知子 氏

14:50 休 憩
15:00 巨大災害から生き延びる術 ～日本初のマンション地区防災計画～
一般社団法人 マンションライフ継続支援協会 (MALCA) 副理事長 安部 俊一 氏

15:35 第 3 部
市内における地区防災計画の取り組み事例発表
16:05 質疑応答
16:25 閉会の挨拶

(芦屋市「地区防災計画セミナー地区防災計画で災害に備える～災害時にたすけ合える地域づくり～」チラシより)

(5) ガイドラインやマニュアルの作成

○山梨市（山梨県）

地区防災計画の基本的な考え方、作成方法、市の補助等、地域住民等が地区防災計画の素案作成を進めるに当たり、知りたい情報が網羅的に紹介されています。計画の素案作成の手順や注意点がステップごとに紹介され、防災関連の有用な教材とその特徴が掲載されています。また、困ったときに市の担当部署に連絡しやすいよう、文中に連絡先（電話番号）が掲載されています。



表紙

目 次	
地区防災の考え方の転換	1
みんなでつくろう「地区防災計画」	2
「地区防災計画」とは？	2
「地区防災計画」をつくってみましょう	3
地区防災力向上をサポートする市の防災対策事業	13
災害が起きたとき～地震編～	15
災害が起きたとき～風水害・土砂災害編～	16
災害が起きたとき～その他の災害編～	18
避難するときのポイント	19
災害時に安否を確認するには	20
指定の避難所（避難場所）	21
非常持ち出し品・備蓄品を準備しよう	裏表紙

目次

■地区防災計画を作成しよう

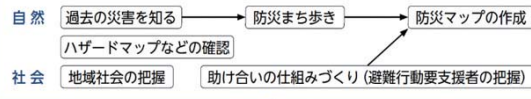
地区防災計画に記載される項目や作成の手順には、1つの決まった型があるわけではありません。次に紹介する手順や話し合う際のポイントなどを参考に、自分の住む地区に合った進め方で作成に取り組みましょう。

地区防災計画作成の流れ(例)

STEP1 事前準備

地区住民、行政、消防、防災アドバイザーなどが集まり、説明会などを実施

STEP2 地区の特性を知る



地区の特性をふまえた上で、平常時・災害時の活動計画を立てる

STEP3 平常時・災害時の活動の検討

	平常時	災害時
A 活動体制	平常時の役割分担	災害時の役割分担
B 初動対応	自主防災訓練	自助、共助
C 避難行動	災害種別ごとの避難場所および避難経路の確認	災害種別ごとの避難行動
D 指定避難所開設・運営	指定避難所開設・運営訓練	自主運営
E 備蓄物資	家庭内備蓄および避難所内の備蓄物資の把握	備蓄物資の活用、支援物資の要請
F 各種地域団体との連携	連携先の確認と役割分担	状況にあわせて連携

検討内容をふまえた上で、地区防災計画の作成へ

STEP4 地区防災計画素案の作成

※計画に盛り込む項目については、各地区の裁量に任せます。

計画素案の作成のステップを紹介

 地区防災計画を作成することが決まったら、まずは山梨市市役所総務課(TEL 0553-22-1111(代表))へ。専門家の派遣の依頼など、具体的なアドバイスももらいましょう。

連絡しやすい記載方法

「社会特性」を把握するのは、とても大切。
要配慮者の迅速な避難をサポートするために、
市の「避難行動要支援者名簿(台帳)」への登録も進めよう。



重点を吹き出しで記載

また、次に紹介するような体験ゲームなどを取り入れ、楽しみながら防災について考える機会を増やすのもいいでしょう。

体験ゲームなど	内容
①クロスロード(カードゲーム)	災害時の切迫した状況下での判断や行動を二者択一で選択していくカードゲーム。緊急時対応への心構え(多様な選択肢があること)を学習できる。
②DIG(災害図上訓練)	地図を使い6人前後のグループで行う訓練。地区に災害が発生したことを想定し、入手した情報を話し合い、整理しながら、災害の状況、予想される危険などの情報を大地図に記入していくことで災害対応のイメージトレーニングができる。
③HUG(避難所運営ゲーム)	6人前後のグループで行う避難所運営シミュレーションゲーム。避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配置できるか、トラブルにどう対応するかなどが模擬体験できる。
④防災運動会	防災訓練をシミュレーションした運動会(担架リレー、パケツリレー、土嚢積みリレー、防災クイズなど)。地区行事とともに実施することで、幅広い年代が参加できる。

活用できる教材やイベントの紹介

(山梨市「山梨市民防マニュアル【保存版】みんなでつくろう『地区防災計画』」より)

(6) 地域の防災訓練や講話における啓発の実施

○四日市市(三重県)

四日市市では、年間16回開校される市の防災大学(防災士養成講座)の中に、「地区防災計画」の講座を組み込んでいます。

～四日市市防災大学カリキュラム～

平成30年4月1日現在

	日程	内容	会場
第1回 (★)	6/2(土) 9:00~12:00	「オリエンテーション」【第3講】「災害について学ぶ」【第1講、第4講】 講師：名古屋大学減災連携研究センター長 福和 伸夫さん	総合会館 視聴覚室
第2回 (★)	6/16(土) 10:00~12:00	「災害と男女共同参画」【第9講】 講師：早稲田大学 浅野 幸子さん	本町プラザ 1階 ホール
第3回 (★)	6/16(土) 13:00~15:00	「地区防災計画について」【第8講】 講師：兵庫県立大学大学院 阪本 真由美さん	本町プラザ 1階 ホール
第4回 (★)	7/1(日) 9:00~12:00	「風水害」講師：名古屋大学 田代 喬さん【第18講、第19講】 「水防(土のうづくり)」「初期消火」講師：消防団・消防	消防本部 防災センター
第5回 (★)	7/1(日) 13:00~15:00	「気象について学ぶ」【第17講、第23講】 講師：気象予報士 半井 小絵さん	消防本部 防災センター

(四日市市「四日市市防災大学カリキュラム」より)

○香川県内14市町

香川県高松市、丸亀市、坂出市など14市町では、地域自主防災組織の中心となる意欲のある住民に対して、香川大学の公開講座「防災士養成講座」の受講料・教本代・防災士試験の受験料・認証料を助成する制度を設けています。

講座カリキュラムの一部

月日		NO	時限	講 義 内 容	講 師
第1回 10月5日 (土)	3301 講義室	1	1	ガイダンス 防災士の役割	香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 (以下、危機管理機構) 白木 渡 香川大学危機管理機構 藤澤 一仁
		2	2	地震に関する知見・情報	香川大学危機管理機構 金田 義行
		3	3	近年の自然災害に学ぶ —災害現場からの教訓—	香川大学危機管理機構 客員教授 高嶋 博視
		4	4	地震・津波のしくみと被害	香川大学創造工学部・危機管理機構 長谷川 修一
		5	5	風水害・土砂災害と対策	香川大学創造工学部・危機管理機構 長谷川 修一
第2回 11月23日 (土)	3301 講義室	6	1	災害と危機管理	香川大学危機管理機構 白木 渡
		7	2	先人の教えに学ぶローテク防 災術(演習)	(株)熊谷組四国支店(前四国防災共同教育 センター特命教授) 松尾裕治
		8	3	身近でできる防災対策	香川県防災士会 久保 雅和
		9	4	災害とライフライン	香川大学危機管理機構 藤澤 一仁
		10	5	耐震診断と耐震補強	香川大学名誉教授 松島 学

【受講料等の助成制度について】

地域自主防災組織の中心となっただけの方に対して、本講座の受講料・教本代・防災士試験の受験料・認証料を助成する制度が設けてられています。

詳細については、お住まいの市町へお問い合わせください。

—助成制度に対する問合せ先—

高松市危機管理課	TEL : 087-839-2184	FAX : 087-839-2210
善通寺市防災管理課	TEL : 0877-63-6338	FAX : 0877-63-6350
坂出市危機監理室	TEL : 0877-44-5023	FAX : 0877-44-5032
宇多津町危機管理課	TEL : 0877-49-8027	FAX : 0877-49-0662
綾川町総務課	TEL : 087-876-1906	FAX : 087-876-1948
観音寺市危機管理課	TEL : 0875-23-3940	FAX : 0875-23-3920
琴平町総務課	TEL : 0877-75-6700	FAX : 0877-73-2120
三木町総務課	TEL : 087-891-3301	FAX : 087-898-1994
さぬき市危機管理室	TEL : 087-894-1115	FAX : 087-894-4440
まんのう町総務課	TEL : 0877-73-0100	FAX : 0877-73-0112
丸亀市危機管理課	TEL : 0877-25-4006	FAX : 0877-25-4007
多度津町総務課	TEL : 0877-33-1110	FAX : 0877-33-2550

(香川大学「2020年度香川大学公開講座「防災士養成講座」受講生募集要項(案)」より)

事例 都道府県による計画作成支援

都道府県では、地区防災計画の理解促進や作成事例・ノウハウの共有等を目的として、市町村や地区に対して様々な支援を行っている例があります。

○県・市町村等からなる協議会による各種支援事業（岡山県）

岡山県では、県及び県内市町村等を会員とする協議会「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」を設置し、県内における地区防災計画素案の作成推進を目的として、以下の事業を展開しています。

①地区防災計画（避難支援個別計画）作成モデル事業

河川氾濫や津波等で浸水が想定される区域や、土砂災害警戒区域がある地区をモデル地区とし、県が市町村の地区防災計画又は避難行動要支援者の個別計画作成を支援。防災及び福祉の専門家のアドバイスを受けながら計画素案を作成するとともに、協議会の全体会議において情報共有し、県内市町村への横展開を図ります。

②自主防災組織の設置・育成支援事業

○自主防災リーダー研修会

自主防災組織のリーダーを対象としたスキルアップに加え、今後自主防災組織を立ち上げたいと考える地域のリーダー等の初任者を対象に、近隣地域のリーダーが相互に活動を学び合い、地域でのより効果的な自主防災活動に生かすことができるための研修会を実施。

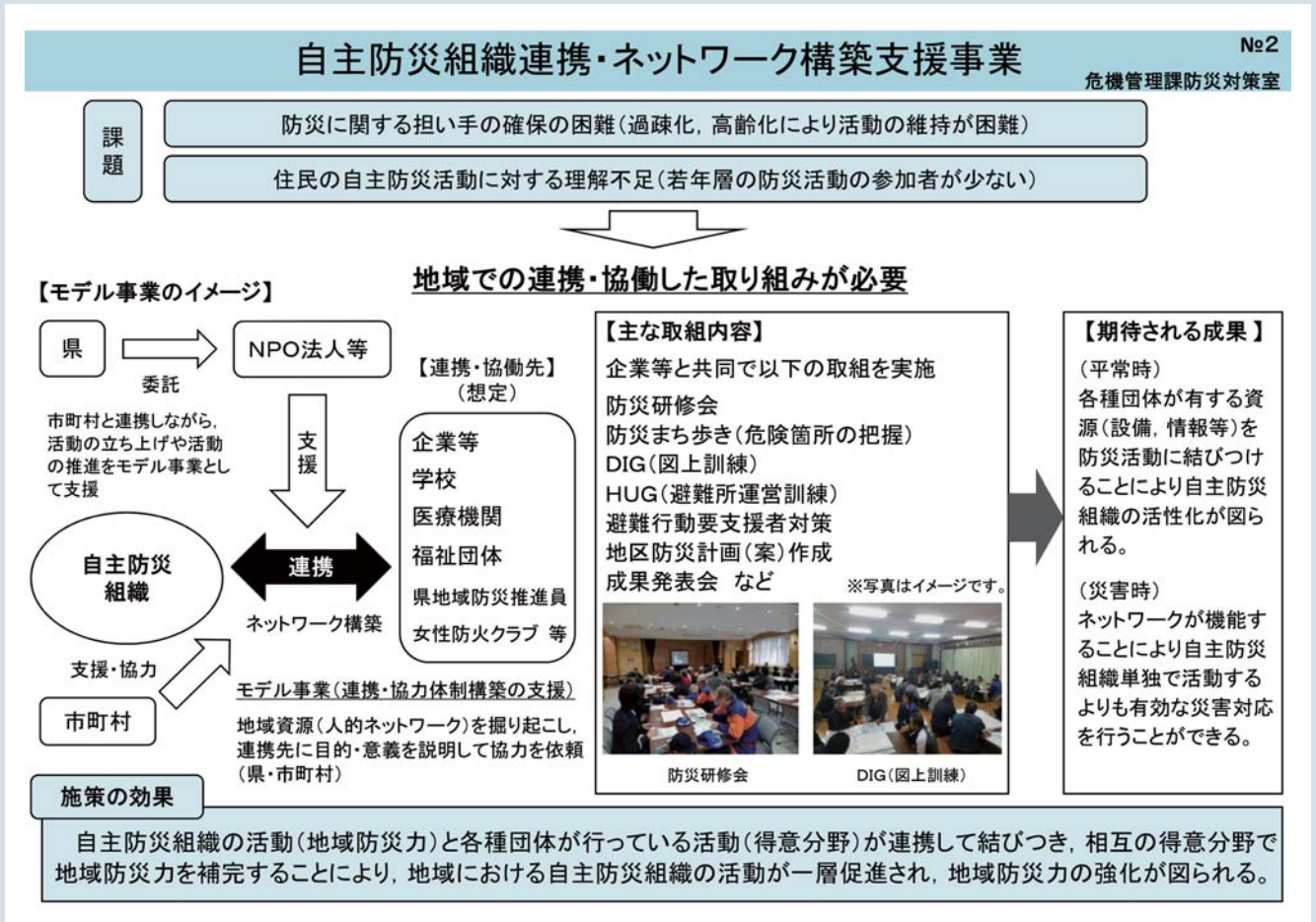
○防災まちづくり総合支援事業費補助金

自主防災組織の活動実態の把握や、地域の実情に応じた効果的な組織の育成、活動の活性化に積極的に取り組む市町村に対し、経費補助を実施。

（岡山県ホームページ「地区防災計画等作成推進協議会」参照）
<https://www.pref.okayama.jp/page/611857.html>

○自主防災組織連携・ネットワーク構築支援事業（鹿児島県）

鹿児島県では、自主防災組織に対する支援として、自主防災組織が企業や学校、医療機関、福祉団体等と連携して様々な防災の取組を実施することを支援する事業を展開しています。この事業を通じて様々な取組を進めた自主防災組織のうち、2団体が地区防災計画素案の作成を進めることとなり、約半年間で計画文書をまとめ、市町村へ提案し地域防災計画に定められました。



(鹿児島県「自主防災組織連携・ネットワーク構築支援事業」より)

8

計画が定められた後の 継続的な取組に向けて

地区防災計画が定められ、平常時、災害警戒時、応急対策時に行うべき共助の活動を整理することができたら、その後は、いざ災害のおそれが近づいてきたときに本当に動くことができるか、毎年、訓練を重ねることが大切です。

自主防災組織の役員など地区の共助活動の主体は、年とともに入れ替わりますので、訓練を行うことでいざというときの活動能力を維持することができます。また訓練を行うことで、必ず新たな課題が見つかるものですので、その課題にどう対処していくか、地区防災計画を不断に見直していくという姿勢を地域で持つことが大切です。

例えば

桜峰校区防災計画（鹿児島県鹿児島市）では、地区防災計画の中に、「毎年度、雨期前（6月上旬）までに公民館長、民生委員、消防団を中心に校区防災計画の確認」をし、「毎年度、2月までに校区防災計画の見直し」を行いましょと、地区防災計画の定期的な確認・見直しが明記されています。

地区防災計画を策定する過程で、新たな課題に気づくこともあります。

例えば

八幡校区地区防災計画（鹿児島県鹿児島市）では、「(校区地区防災計画の) 検討を進めてきて強く感じたことは、校区全体の計画改訂を重ねてさらに内容を充実させるとともに、単位自主防災会(町内会)の話し合いを深めながら、向こう三軒両隣の近助のシステムを核にして、自立した防災会を全ての町内会につくることでした。この計画が、各单位自主防災会(町内会)で話し合いを進める契機となり、その積み重ねにより、八幡校区全体の防災意識の高揚と防災体制の強化につながる」ことを願うとあります。

地区防災計画はどのようなエリアで策定してもいいわけですから、このような新たな気づきを踏まえて、新たな作成主体で取り組むことが望まれる場合もあると思います。

問22 地区防災計画が定められた後、地区の防災の気運をどのように盛り上げ、維持していけばよいでしょうか。

(回答)

- 計画が定められた後のことを策定段階から睨んでおくことが重要です。例えば、「計画が定められた後から防災が始まる」と説明をしてはいかがでしょうか。

ワンポイントアドバイス

地区防災計画アドバイザーによる

計画が定められた後の取組継続のコツや注意点は？

- ✓ 防災活動の根幹は平時の地域活動にありますので、多様な主体を巻き込むことが継続性につながると思います。

磯打 千雅子・香川大学 特命准教授

- ✓ 国分寺市など地区計画が定められた後の自主的な活動に対し、助成金を交付する例があります。これによって、計画の実行性が高められ、活動も継続しやすくなります。
- ✓ 助成金を得ること自体が計画素案作成の目的ともなりやすいので、中長期的に地域の活動を育てる取組を伴っていることが必要です。

鍵屋 一・跡見学園女子大学 教授



事例 計画が定められた後の修正・見直し

計画が定められた後の取組に応じて、修正・見直しが行われた事例を紹介します。

○光が丘地区・藤野地区（神奈川県相模原市）

相模原市では、地区防災計画制度創設後に一斉に周知を行い、全地区で地区防災計画素案の作成が進められました。その後、地区防災計画素案を作成した各地区に対し、市の地域防災計画の修正内容（車中泊の対応や救護・搬送対策等の箇所、平成30年5月に公表）に関する情報提供を行ったところ、光が丘地区と藤野地区から地区防災計画素案の見直しの要望がありました。各区のまちづくりセンターの支援により計画見直し協議会を立ち上げて検討し、光が丘地区は7月、藤野地区は4月に修正しました。

（2）車中泊等の避難所外避難者への対応

避難所への避難を原則とするが、熊本地震の際にも本震後の地震活動への不安や避難所でのプライバシーの確保が難しいことなどから、車中泊を選ぶ被災者が多数見られ、健康被害などの課題があった。

そのため、避難所への避難を誘導するが、やむを得ず車中泊を選ぶ避難者については、支援が必要な在宅避難者と同様に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等を活用し、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広報を実施する。

登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め、上に記載の「（1）在宅避難者への対応」のアからエを行う。

関係各局及び避難所運営協議会は、車中泊等の避難所外避難者に対し、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

〔「相模原市地域防災計画」(H30年5月修正)より抜粋〕

9 車中泊等の避難所外避難者への対応

車中泊等の避難所外に避難しようとする避難者には、避難所内に入るように勧めるが、やむを得ず車中泊等を選ぶ避難者については、避難所運営マニュアルに基づいて対応を行う。

この時に、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

〔「光が丘地区防災計画」(H30年7月修正)より抜粋〕

おわりに

近年、少子高齢化や自治会加入率の低下等により、これまで共助の担い手の中心であった自治会等のコミュニティ活動が弱まる一方、マンション管理組合、地域の事業者、福祉関係者、NPOセンターなど様々な主体が災害応急対策時の共助活動等に従事するなど、災害時の共助の担い手、活動は多様化しています。

一方、市町村では、平常時からの業務に加え、災害警戒時や緊急対応時には、市町村地域防災計画に定められた業務で多忙となり、各地区の現場での公助のみを期待するのは限界があります。

共助と公助が適切に連携すれば、共助の担い手である地区住民等にとっては、市町村の協力や支援等を得ながら共助の活動をできるなど有益です。また市町村にとっても、共助の活動が公助の活動を補完するなどにより地域の防災力を高められます。地区防災計画は、住民等と市町村の双方にとってWin-Winの関係を築くことができるためのツールといえます。

例えば災害時要支援者の避難支援を行うに当たっては、市町村の防災部局や福祉部局等、地域の福祉関係者、地区住民等の連携が重要であり、それぞれが補完して実効性ある避難支援が行われることが期待できます。

市町村は、地区住民等による共助の活動が活発化すれば、結果として、市町村しか行えない災害時の業務（例えば市町村管理施設の機能回復、災害廃棄物の処理、罹災証明の発行など）に集中できるなど、地域の防災力を最大限に発揮できるようにもなります。

地区防災計画は、災害が起きても地域で支援し合ってコミュニティを維持しようという計画ですから、その策定は地域づくりそのものでもあります。『防災だけ』のためのツールでなく『防災も』含めた地域づくりの一つのツールと捉え、計画を作成していく考え方が大切です。

地区防災計画の主体は地区の住民等です。計画の素案作成を支援する自治体の職員の皆さんは、肩肘張らず、住民等に伴走して、一緒に計画を作り上げていただければ幸いです。

参考文献リスト ～地区防災計画をもっと学びたい方へ～

○地区防災計画ガイドライン（内閣府） 平成26年3月発行

地区居住者等が、地区防災計画について理解を深め、地区防災計画を実際に作成したり、計画提案を行ったりする際に活用できるように、制度の背景、計画の基本的な考え方、計画の内容、計画提案の手續、計画の実践と検証等について説明したガイドライン。

🌐 (概要) http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guideline_summary.pdf

🌐 (本文) <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guideline.pdf>

○地区防災計画モデル事業報告書（内閣府） 平成29年3月発行

地区防災計画の策定に取り組む計44地区をモデル地区として支援すると同時に、「地区防災計画制度の普及促進の在り方に関する有識者懇談会」でモデル地区において得られた知見の整理や本制度の今後の普及促進策について議論し、3年度分の活動報告を取りまとめた報告書。

🌐 <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/houkokusho.pdf>

○地区防災計画ライブラリ（内閣府） 平成31年4月開設

これから地区防災計画の策定を目指す方々や、既に策定された地区防災計画の更なる改善を目指す方々に向けて、全国の地域防災計画に反映された地区防災計画の原文を、地域別・テーマ別に掲載したサイト。策定のストーリー事例も掲載している。

🌐 <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html>

○土砂災害に関する地区防災計画作成のための技術支援ガイドライン（国土交通省砂防部） 令和2年3月発行

警戒避難体制の整備のための自助・共助の取組が地区防災計画の作成によって更に強化され、地域の防災力を高めるため、都道府県砂防部局等の砂防関係行政担当者が、地区居住者や市町村等の地区防災計画に関する取組を技術的に支援する際の参考となる留意点を取りまとめたガイドライン。

○地区防災計画学会 平成26年6月設立

地区防災計画に係る普及啓発、調査研究等を行い、地域防災力の向上や地域コミュニティの活性化、まちづくり等に資することを目的として、産学官のメンバーによって創設された学会。

(会長) 室崎益輝 (神戸大学 名誉教授) / (副会長) 矢守克也 (京都大学防災研究所 教授)

🌐 <https://gakkai.chiku-bousai.jp/>

○土砂災害に備える地区防災計画研究会（砂防学会公募研究会） 平成30～令和2年度

地区防災計画制度の砂防での活用に向けた取組として、土砂災害特有の特徴や事情を踏まえ、砂防に適した防災計画のあり方を、同制度を参考として新たに提案することを目指す研究会。

(代表) 田中隆文 (名古屋大学 准教授)

🌐 <http://sabo-cdmp.jp.org/wp/>

○広報誌「ぼうさい」(内閣府) 平成30年春号(94号) 特集「地区防災計画に関わる人々」

🌐 <http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h30/94/index.html>

○書籍「地区防災計画制度入門 内閣府『地区防災計画ガイドライン』の解説とQ&A」

(西澤雅道・筒井智士著、NTT出版) 平成26年7月出版

(参考) 市町村で作成されている地区防災計画策定の手引き・マニュアル

市町村	都道府県	名称	発行年月
芦別市	北海道	地区防災計画作成マニュアル	平成31年4月
紋別市	北海道	地区防災計画作成マニュアル	平成27年7月
いわき市	福島県	いわき市 地区防災計画作成マニュアル	平成29年3月
桜川市	茨城県	桜川市小学校区地区防災計画作成マニュアル	平成30年4月
さいたま市	埼玉県	さいたま市地区防災計画策定の手引き	平成28年6月
鶴ヶ島市	埼玉県	地区防災計画作成の手引き	平成28年3月
ふじみ野市	埼玉県	地区防災計画作成マニュアル	平成27年3月
市川市	千葉県	「地区防災計画」作成の手引き	令和元年5月
市原市	千葉県	市原市地区防災計画策定の手引き	平成30年10月
いすみ市	千葉県	地区防災計画作成マニュアル	平成31年1月
江戸川区	東京都	「地区防災計画」作成の手引き	平成26年6月
横浜市	神奈川県	地区防災計画提案の手引き	平成28年3月
新潟市	新潟県	新潟市地区防災計画作成手引き	不明
金沢市	石川県	金沢市地区防災計画策定マニュアル	平成30年3月
山梨市	山梨県	山梨市市民防災マニュアル【保存版】 みんなでつくる「地区防災計画」	平成30年6月
名古屋市	愛知県	地区防災計画作成の手引き	平成29年8月
岡崎市	愛知県	地区防災計画策定マニュアル	平成31年3月修正
西尾市	愛知県	西尾市地区防災計画作成マニュアル	平成30年度
江南市	愛知県	江南市地区防災計画作成マニュアル	平成30年8月
大津市	滋賀県	地区防災計画作成の手引き	平成29年1月
高島市	滋賀県	自主防災組織の結成と地区防災計画の策定について	不明
八幡市	京都府	地区防災計画策定の手引き	平成30年5月
堺市	大阪府	堺市地区防災計画作成の手引き	平成30年3月
宝塚市	兵庫県	宝塚市地区防災計画作成マニュアル	平成30年1月
朝来市	兵庫県	朝来市地区防災計画作成マニュアル	平成31年2月
たつの市	兵庫県	たつの市地区防災計画作成マニュアル	平成30年9月
上郡町	兵庫県	みんなが助かるまちづくり 上郡町版 地区防災計画策定の手引き	平成31年2月
南九州市	鹿児島県	地区防災計画作成マニュアル	平成31年3月

※内閣府「2019年度地区防災計画の策定状況等調査」(令和元年6月)により把握できたもの及びウェブサイトにて公開されているもの。

※自主防災組織運営マニュアルや避難所運営マニュアルに一部のみ地区防災計画の記述があるものは除く。

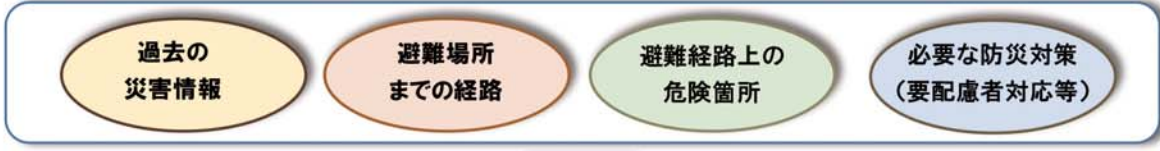
※さいたま市など埼玉県内のマニュアルには、マンション対応の地区防災計画ガイドが含まれており、都市部での地区防災計画作成の参考になると考えられます。

「災害・避難カード」とは？

地域のこと、気にかける人を
みんなで考えよう！



■各自が避難すべき場所、避難を支援してくれる人、避難のタイミング
などをあらかじめ認識しておくため、それらの情報をコンパクトにまとめたカードです。



1. 名刺タイプ(携帯可能なサイズ)の災害・避難カード

■避難の際に携帯し、何か起きた時には、他の人に自分のことが伝わるようにしている

- ～主な記載内容～
- 【上のカード】
 - ・氏名
 - ・住所
 - ・生年月日
 - ・血液型
 - 【下のカード】
 - ・頼りになる人の緊急連絡先
 - ・災害伝言ダイヤルの使い方

2. 避難場所や避難ルートを記したマップ形式の災害・避難カード

■マイマップは、自宅の冷蔵庫などの目に留まる場所に掲示しておくことを想定している

- ～主な記載内容～
- ・避難場所
 - ・地区の危険箇所 (浸水想定区域等)
 - ・過去の災害状況
 - ・避難時の留意点 等

■発行



内閣府
(防災担当)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館4F

TEL 03-3502-6984 URL <http://www.bousai.go.jp>